

## むつ市議会第195回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成20年3月13日(木曜日)午前10時開議

諸般の報告

【議員の辞職】

第1 菊池一郎議員の議員辞職について

【一般質問】

第2 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 16番 鎌田 ちよ子 議員

(2) 3番 新谷 泰造 議員

(3) 20番 斉藤 孝昭 議員

(4) 22番 浅利 竹二郎 議員

(5) 19番 富岡 幸夫 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（28人）

|     |   |   |    |   |     |    |   |   |   |
|-----|---|---|----|---|-----|----|---|---|---|
| 1番  | 川 | 下 | 八十 | 美 | 3番  | 新  | 谷 | 泰 | 造 |
| 4番  | 目 | 時 | 睦  | 男 | 5番  | 高  | 田 | 正 | 俊 |
| 6番  | 新 | 谷 |    | 功 | 7番  | 白  | 井 | 二 | 郎 |
| 8番  | 馬 | 場 | 重  | 利 | 9番  | 山  | 本 | 留 | 義 |
| 10番 | 千 | 賀 | 武  | 由 | 11番 | 菊  | 池 | 広 | 志 |
| 12番 | 富 | 岡 |    | 修 | 13番 | 佐々 | 木 | 隆 | 徳 |
| 14番 | 野 | 呂 | 泰  | 喜 | 15番 | 岡  | 崎 | 健 | 吾 |
| 16番 | 鎌 | 田 | ちよ | 子 | 17番 | 工  | 藤 | 孝 | 夫 |
| 18番 | 横 | 垣 | 成  | 年 | 19番 | 富  | 岡 | 幸 | 夫 |
| 20番 | 斉 | 藤 | 孝  | 昭 | 21番 | 中  | 村 | 正 | 志 |
| 22番 | 浅 | 利 | 竹二 | 郎 | 23番 | 川  | 端 | 一 | 義 |
| 24番 | 半 | 田 | 義  | 秋 | 26番 | 佐々 | 木 |   | 肇 |
| 27番 | 山 | 崎 | 隆  | 一 | 28番 | 川  | 端 | 澄 | 男 |
| 29番 | 村 | 川 | 壽  | 司 | 30番 | 村  | 中 | 徹 | 也 |

欠席議員（2人）

|    |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|
| 2番 | 澤 | 藤 | 一 | 雄 | 25番 | 菊 | 池 | 一 | 郎 |
|----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|

説明のため出席した者

|    |   |   |   |   |   |     |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|
| 市長 | 宮 | 下 | 順 | 一 | 郎 | 収入役 | 田 | 中 |   | 實 |
| 教員 | 山 | 本 | 文 | 三 |   | 教育長 | 牧 | 野 | 正 | 藏 |
| 委員 | 杉 | 山 | 重 | 一 |   | 代   | 菊 | 池 | 十 | 四 |
| 公管 | 佐 | 々 | 木 | 鉄 | 郎 | 監   | 立 | 花 | 順 | 一 |
| 業  | 齋 | 藤 |   | 純 |   | 査   | 西 | 堀 | 敏 | 夫 |
| 者  | 阿 | 部 |   | 昇 |   | 委   | 近 | 原 | 芳 | 栄 |
| 管  | 佐 | 藤 | 吉 | 男 |   | 員   | 佐 | 藤 | 節 | 雄 |
| 理  | 佐 | 藤 | 純 | 一 |   | 業   | 成 | 田 |   | 豊 |
| 者  | 石 | 田 | 三 | 男 |   | 会   | 新 | 谷 | 加 | 水 |
| 選  | 小 | 川 | 照 | 久 |   | 長   | 遠 | 藤 | 雪 | 夫 |
| 挙  |   |   |   |   |   | 農   |   |   |   |   |
| 管  |   |   |   |   |   | 委   |   |   |   |   |
| 理  |   |   |   |   |   | 員   |   |   |   |   |
| 長  |   |   |   |   |   | 業   |   |   |   |   |
| 会  |   |   |   |   |   | 会   |   |   |   |   |
| 長  |   |   |   |   |   | 長   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 総   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 理   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 出   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 納   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 室   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 長   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 企   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 画   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 部   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 事   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 保   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 健   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 福   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 祉   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 長   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 建   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 設   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 部   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 長   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 教   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 育   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 部   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 長   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 監   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 査   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 委   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 員   |   |   |   |   |
|    |   |   |   |   |   | 長   |   |   |   |   |

|                 |           |                |         |
|-----------------|-----------|----------------|---------|
| 企次 画 部長         | 千 船 藤 四 郎 | 企副企 画課 部長      | 奥 島 慎 一 |
| 企副財 画課 部長       | 鈴 木 克 郎   | 民副国課 生理保 部長    | 河 野 健 二 |
| 保福副介課 社福 部長     | 佐 々 木 順   | 保福副健課 社推 部長    | 吉 田 市 夫 |
| 経副農課 理畜 部長      | 櫛 引 恒 久   | 建副土 設課 部長      | 太 田 信 輝 |
| 選委事 管局 局長       | 大 芦 清 重   | 農委事 員局 局長      | 村 川 修 司 |
| 教委事副生課 員理 学 習 長 | 長 谷 川 博   | 教委事副市久課 員理 一 長 | 成 田 晴 光 |
| 総防課 務調 部長       | 八 重 榎 明   | 民国年総 生金 部課幹    | 大 橋 誠   |
| 民環課 生对 部長       | 清 藤 巡 一   | 保福介福総 社社 部課幹   | 若 松 通   |
| 経水 産課 部長        | 笠 井 哲 哉   | 経商課 工観 部光長     | 中 嶋 達 朗 |
| 建 設課 部長         | 鏡 谷 晃     | 教委事市久総 員務 一 長  | 猪 口 和 則 |
| 建用課 設地 補佐       | 中 川 敏 雄   | 民環对課 生策 部課佐    | 東 雄 二   |
| 民国年課 生金 補佐      | 田 中 宏 司   | 川 庁 舎 所 内長     | 工 藤 昭 治 |
| 大 庁 舎 所 畑長      | 伴 邦 雄     | 脇 庁 舎 所 沢長     | 舩 澤 桂 逸 |
| 総総 務課 部長        | 松 尾 秀 一   | 総総行 務政 係 部長    | 吉 田 真   |

總務部  
總務課  
總務係  
總務查

澁田剛

事務局職員出席者

事務局長 小島昭夫  
總括主幹 工藤昌志  
庶務係長 金澤寿々子  
調査係 石田隆司

次長 高田文明  
總括主幹 柳田諭  
庶務係 濱村勝義  
主任主査 井戸向秀明  
議事係

村中徹也 様

むつ市議会議員

菊池一郎

## 開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は27人で定足数に達しております。

## 諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

3月10日、菊池一郎議員から、一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出があり、先ほど開催した議会運営委員会で本日この後議題とすることが決定されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

## 日程第1 菊池一郎議員の議員辞職 について

○議長（村中徹也） 日程第1 菊池一郎議員の議員辞職についてを議題といたします。

まず、辞職願を事務局長に朗読させます。

○事務局長（小島昭夫）

### 辞 職 願

今般、一身上の都合により、平成20年3月10日付で議員を辞職したいので、地方自治法第126条の規定により許可されるようお願いいたします。

平成20年3月10日

むつ市議会議長

○議長（村中徹也） お諮りいたします。

菊池一郎議員の議員辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。

よって、菊池一郎議員の議員辞職を許可することに決定いたしました。

## 日程第2 一般質問

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより鎌田ちよ子議員、新谷泰造議員、斉藤孝昭議員、浅利竹二郎議員、富岡幸夫議員、目時睦男議員、佐々木隆徳議員、横垣成年議員、千賀武由議員、工藤孝夫議員、馬場重利議員、山崎隆一議員、野呂泰喜議員の順となっております。

今日は、鎌田ちよ子議員、新谷泰造議員、斉藤孝昭議員、浅利竹二郎議員、富岡幸夫議員の一般質問を行います。

### 鎌田ちよ子議員

○議長（村中徹也） まず、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。16番鎌田ちよ子議員。

（16番 鎌田ちよ子議員登壇）

○16番（鎌田ちよ子） おはようございます。16番、公明党、鎌田ちよ子です。むつ市議会第195回定例会に当たり一般質問をいたします。

私たちを取り巻く昨今の状況につきましては、既にご承知のような自然災害の発生や、守らなければならない基本的なことをないがしろにした建

設、食品にかかわる偽装事件、そして中国製食品及び製品による中毒事件など、今なお衝撃となり、市民生活を揺るがしております。また、一方では人の良心や善意に巧みにつけ込み、逆手にとり、踏みにじる振り込め詐欺や、防ぐ手だてを持ち合わせていない子供たちをねらった事件など、都会だけのことではなく、私たちの生活が脅かされており、スピードと効果を含めた適切な対応が求められております。このような厳しい難しいときであればこそ、さらなる知恵と行動をもって市民の負託にこたえることが肝要であると深く決意しております。

通告に従い一般質問をいたします。市長並びに理事者におかれましては、明快かつ具体的、前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1は、防災、災害に強いまちづくりについて、その1としまして、高齢者単独世帯や災害時要援護者を住宅火災から守る対策についてお伺いいたします。

総務省消防庁によりますと、住宅火災の割合は、建物火災全体の約6割を占め、また火災による死者のうち9割が住宅火災によるものであります。さらに、その死因につきましては、逃げおくれが7割、しかも住宅火災による高齢者の死亡が年々増加し、火災に気づくのがおくれたことによる原因が全体の4割を占めております。今後の社会全体の高齢化の進展等の背景もありまして、平成16年6月、消防法が改正となりました。住宅火災での逃げおくれによる犠牲者を減らすことを目標に、すべての住宅には住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。住宅用火災警報器は、家庭内で発生した火災をいち早くキャッチして警報を発する装置です。初期の通報に大いに役立ち、火災からの逃げおくれを防ぐために威力を発揮します。

アメリカの事例では、ここ20年間で普及率が

32%から94%へ上昇する中、年間の死傷者は6,000人から3,000人以下へと半減しています。日本国内の調査でも死者が3分の1に減少するという結果が出ています。新築住宅では設置が義務化されています。既存住宅につきましては、本年5月末までに設置することとされております。

火災警報器設置であります。建物火災の中で住宅火災の件数と全体に占める割合、犠牲者の死亡原因の割合及び年齢別に見た傾向と市民への効果的な周知による配置促進についてお伺いいたします。

質問の(2)といたしまして、災害時要援護者支援対策の取り組みについてお伺いいたします。総合防災訓練を初め地域防災計画が策定され、市民が安心して暮らせる地域づくりへの取り組みがされていることは大変心強い限りであります。しかし、災害時に自らの身を守ることが困難である高齢者や障害者など、要援護者を適切に避難させる体制整備につきましては、いろいろな問題をクリアできないでいる現状ではないでしょうか。

2007年3月の能登半島地震で震度6強を観測した石川県輪島市は、死者1名、重傷者46名、全半壊した建物は1,599に上るなど、大きな被害が出ました。その中で65歳以上が約半数という市内でも特に高い高齢化が進んでいた門前町地区では、死者、行方不明者ともにゼロで、地震発生から数時間後にはすべての高齢者の安否確認がとれたとの報告がありました。それは、同地区が日ごろから行政と民生委員が協力し、要援護者の情報を把握していたからです。寝たきりの方は桃色、ひとり暮らしの方は黄色といったぐあいに色分けし、書き込んだ独自のマップが大変役に立ったとの報告がありました。

このたび消防庁では、平成19年3月31日現在の市町村における災害時要援護者支援対策への取り組み状況調査結果を公表いたしました。消防庁が

示した対策のポイントであります。1、災害時要援護者対策について、防災関係部局や福祉関係部局もしくは避難支援プラン策定関係部局、関係機関などから成る検討委員会など定期的な協議の場を設置しているか。2、平常時から福祉関係部局と防災関係部局を中心とした横断的なプロジェクトチームとして要援護者支援班などを設置しているか。3、避難支援体制の整備を進めていくために、災害時に避難を支援する要援護者の範囲を定めているか。4、災害時要援護者の情報、災害時要援護者リストなどについて防災関係部局で把握しているか。5、災害時要援護者の情報、災害時要援護者リストなどを活用し、災害時要援護者の災害情報伝達訓練を行い、情報伝達体制を整備しているか。6、平常時から要援護者情報の収集、共有の方法としてどのような方式で行うか決めているか。7、地域防災計画に災害時要援護者の避難支援について定められているか。8、避難支援プランは策定しているか。このように8項目のチェックがあります。本市の防災における災害時要援護者支援につきまして、現状と今後の課題をお伺いいたします。

質問の2は、環境行政であります。バイオマスタウン構想についてお伺いいたします。県は、2008年度、稲わらや木材などの生物資源を原料としたバイオ燃料の事業化促進へ向け新たなプロジェクトに着手、各地域の特性を生かした原料の選定や事業打算性の検証、事業化に取り組む企業への支援など総合的な施策を展開するとの報道がありました。

現在農林業などから出る廃棄物の利活用システムの構築を目指すバイオマスタウン構想に取り組む自治体が県内でも広がっております。バイオマスタウン構想は、農水省や内閣府などで作るバイオマス日本総合戦略推進会議が提唱、地球温暖化への関心の高まりを背景に家畜排せつ物や生ご

み、木くずなど、動植物から生まれた再生可能な有機性資源（バイオマス）の利活用を全国規模で加速させ、2004年度から市町村を対象に構想を募集しており、国は施設整備などに財政支援しています。

バイオ燃料の事業化は、地球温暖化防止、循環型社会の形成、産業、雇用の創出、農林水産業や畜産業の振興策となります。県では、青森県地域新エネルギービジョンを策定し、2010年度に向け導入目標値を掲げて取り組みを進めております。また、青森バイオマス利活用総合戦略のもと、バイオマスタウンの形成など、バイオマス利活用に向けた取り組みを促進、2006年度末までに旧市浦村、現五所川原市、青森市、藤崎町、鶴田町が国の認定を受け、現在中泊町、八戸市、三沢市、十和田市、六ヶ所村の5市町村も策定に着手し、本年度内に国から認定を受ける予定と伺っております。

バイオマス関連事業は、地域づくりの核となるものであり、農業振興、漁業振興、観光振興など地域に与える効果は大です。本年7月7日から9日にかけて、北海道洞爺湖町で主要国首脳会議サミットがあり、地球温暖化対策が主要課題の一つであり、議長国日本は、より具体的な削減提案をしていくこととなります。このことは、地方政治に身を置く私たちも国に任せるのではなく、我がまち、我が市の温室ガスの6%排出削減のための具体的行動計画に乗り出さなければなりません。そして、それにかわる新エネルギー施策もビジョンからプランへ、そしてアクションにステップアップしていかなければなりません。本市におきましても、平成18年2月、むつ市地域新エネルギービジョンを策定しております。国や県、他市町村は推進に向け2006年度から大きく前進いたしました。本市におけるバイオマスタウンについての構想策定や利活用に関する基本確認、そして今後の

取り組みについてお伺いいたします。

質問の3は子育て支援、その1としまして、乳幼児医療支援拡充策についてお伺いいたします。三村県知事がテレビ対談で、新たな県としての子育て支援拡充に未就学児の医療費支援を発表され、子育て世代の方々が大変喜ばれております。宮下市長におかれましても、就任より「こどもは地域のたからもの」と子育て支援には特に配慮された姿勢を貫かれております。ですが、現状の問題は安心して産み育てられる社会になっていないことでもあります。理想の子供数を持たない理由として、子育てや教育費にお金がかかり過ぎるといふ若い方々の圧倒的な答えです。子育て支援には、どうしても医療費が大きな経済的負担となっております。

ところで、東通村では新年度より未就学児への通院医療費助成の拡充を初め、妊婦健診14回無料化、1歳までの乳児がいる世帯へ月額1万円支給、所得制限も撤廃した独自の少子化対策、子育て支援事業を展開する、乳幼児医療費については、現在3歳以下の通院費、未就学児の入院費を助成対象としているものを4歳以上未就学児の通院費まで拡大する、所得制限はなく、出生から就学までの乳幼児医療費は自己負担分をすべて撤廃とした新年度予算であります。佐井村も4月から未就学児の医療費を所得制限なしで自己負担分全額助成、妊婦健診も現行5回から14回に拡充、安心して子供を産み育てられる環境づくりに取り組むと報道がありました。

少子化対策は、むつ市にあっても喫緊の課題であります。本市における乳幼児医療支援拡充策についてお伺いいたします。

2つ目の質問は、産後ヘルパー派遣事業についてお伺いいたします。産褥期における支援についてであります。妊娠中や出産時の学習は母親学級や産婦人科で行われています。いずれも保健や

医療を中心にした学習であり、出産後の子供を含めた暮らしの問題につきましては、ほとんど学習の機会はないと言えます。また、こうした出産後の暮らしについて、例えば子育ての相談や援助を地域や家族に求められないケースがふえているのが現状です。

産後うつについては、テレビなどで報じられてまいりました。産後うつ、マタニティーブルーはあくまで仮性のもので、本当の病気ではありません。しかし、これが産後うつと自覚のある方は大丈夫のようですが、産後の不安定な精神状態の中、原因がわからないままパニックになったりすると、重症の場合は本当にうつ病になってしまうこともあるそうです。ふだんなら気にならないことでもいらいらしたり、悲しくなったり、憂うつになったり、母乳育児に関し、おっぱいが出ない、出ていない気がするなどと心配する余り、このようなことから自信をなくし、子供がかわいく思えなくなるなどの症状からマスコミに取り上げられるケースに発展してしまう悲しい事件があります。性格面ではまじめな女性の方、環境面では旦那さんの帰りが遅くて核家族の場合になる方が多いようですが、一番の大きな原因は、やはり疲れだそうです。出産で疲れ果てている体で育児が始まり、1カ月ぐらいの間は無我夢中で過ごし、里帰りして親元で過ごす時期は育児を手伝ってもらい、話し相手もいて産後うつにはなりづらいものですが、里帰りから自宅に戻った後が最も注意が必要です。産後一、二カ月ぐらいをピークにあられる産後うつの症状も一時的なトラブルであり、3カ月ぐらいになって赤ちゃんが落ちついてくると、お母さんの体調ももとに戻り、また頑張ろうというモチベーションも自然に上がってきます。

このような産褥期に子育てを支援する制度として産後ヘルパー事業があります。その事業内容は、



出産後育児や家事などを手伝ってくれる方がいない場合にヘルパーを派遣し、精神的、肉体的負担を軽減し、産後の支援を行うものです。本市に生まれてきた赤ちゃんには、母子ともに心と体の健康第一にと願ひ、子育て支援の充実、産後ヘルパー派遣事業につきましてご所見をお伺いいたします。

質問の結びに、今期をもって退職されます田頭副市長を初め職員の皆様に対しまして、今日まで果たしてこられました職務と使命に深く敬意と感謝を申し上げます。退職されましても、健康に留意され、ますますご健勝でありますことを願ひ、以上で壇上からの質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

まず、防災、災害に強いまちづくりについてのご質問の第1点目、高齢者単独世帯や災害時要援護者を住宅火災から守る対策についてであります。このことにつきましては、近年の住宅火災による死者の急増を踏まえ、火災を素早く察知し、逃げおくれを防ぐ目的で、平成16年6月に消防法が改正され、一般家庭にも火災警報器を設置することが義務づけられたところであります。下北地域広域行政事務組合消防本部において火災予防条例を改正し、新築住宅につきましては、平成18年6月1日から設置義務化が開始され、既存住宅については、本年5月31日までの設置を義務づけているところであります。

当市の火災発生状況は、法律が改正された以降、3月4日現在で火災総件数は103件発生し、そのうち住宅建物火災は73件で、うち一般住宅火災は56件で、全体に占める割合は約54%であります。この中で死亡者数は7人で、死亡原因で見ますと、

やけどによるが5人で71%、一酸化炭素中毒によるが2人で29%となっております。また、年齢別では30代が2人、40歳が1人、51歳が1人、62歳が1人、70代が2人となっております。消防本部では、今日に至るまで住宅用火災報知器の設置の義務づけについて市政だよりへの掲載を初めとしてチラシ等の配布、各町内会の消防訓練等でのビデオ上映会、その他さまざまなイベント、研修会等において説明会を開催しているところでありますが、まだまだ認識が低いとのことであります。今後は、市としても消防本部と連携をとりながら、継続して市民に周知していくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第2点目は、災害時要援護者支援対策の支援状況についてのご質問であります。議員仰せの8項目は、総務省消防庁が示した支援対策のポイント8項目であり、これは平成17年3月30日の中央防災会議において、集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討報告がなされ、災害時要援護者の避難支援ガイドラインが示されました。

本ガイドラインにおいては、情報伝達体制の整備、災害時要援護者情報の共有、災害時要援護者の避難支援計画の具体化等を課題として挙げ、一人一人の要援護者に対して複数の避難支援者を定める等具体的な避難支援計画の策定等の取り組みを市区町村に要請しているところであります。このことを踏まえ、消防庁では昨年度に引き続き都道府県を通じて全国1,827市区町村に平成19年3月31日現在の災害時要援護者の避難支援対策への取り組み状況の調査結果を取りまとめ公表したものであります。

当市におきましては、合併後の新市の地域防災計画であります地震編、風水害等編の修正を完了し、現在公表の準備を進めているところであります。当該地域防災計画には、災害時要援護者等安

全確保対策として次の6項目を掲げております。

1、災害時要援護者関連施設の安全性の確保、  
2、災害時要援護者の支援体制の整備等、3、災害時要援護者の情報伝達体制及び避難誘導体制の整備等、4、応急仮設住宅供給における配慮、5、連絡体制の整備、6、防災訓練における災害時要援護者への配慮であり、総務部、保健福祉部及び建設部が連携をとり、実施する計画としています。

現在保健福祉部では、昨年12月から災害時要援護者支援事業として、災害が発生した際に、家族等の援助が困難で何らかの助けを必要とする方々に登録をしていただくための台帳整備を進めております。この事業の対象となる方々としては、1、65歳以上のひとり暮らしの方、2、要介護状態区分が要介護3から5に該当する方、3、身体障害者の級別が1級または2級に該当する方、4、青森県愛護手帳の障害程度がAに該当する方、5、精神障害者保健福祉手帳が1級または2級に該当する方、6、その他特に必要と認める方として、例えば高齢者のみの世帯で、ほかに縁者がいないなどで支援が必要な方、昼だけ高齢者のみの世帯で家族に連絡がとれないなどで支援が必要な方です。登録していただいた台帳をもとに地域の支援者の方が災害が発生した際に災害時要援護者の支援、安否の確認をする仕組みづくりを図ろうというものです。平成20年3月1日現在の該当者は、1、65歳以上のひとり暮らしの方1,867人、2、身体障害者、知的障害者、精神障害者の方1,968人です。

事業の周知については、65歳以上のひとり暮らしの方については、民生委員に依頼済みであり、身体障害者等の方々については、各団体の代表の方を通して周知の依頼をお願いする予定としているところであります。

市といたしましては、災害時要援護者の安全確保対策について、今後も市関係部課、関係団体と

連携をとりながら検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、環境行政についてのご質問にお答えいたします。バイオマスタウン構想についてであります。バイオマスの利活用については、平成14年12月に政府として総合的に推進していくため、バイオマス・ニッポン総合戦略を閣議決定し、その方向性が示され、青森県においても平成16年3月に県内のバイオマス資源を明確にし、その効率的な利活用のための基本方針2010年をめどとした利活用の目標、利用普及の戦略などを明らかにしたあおり・バイオマス利活用総合戦略が策定され、地域ごとのバイオマスタウン設計例として下北地域は間伐材や製材、端材活用の森林型として位置づけられたところであります。

バイオマスの利活用は、温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化防止や資源の有効利用による循環型社会の形成に資するほか、地域の活性化や雇用につながるものであり、また従来の食糧等の生産の枠を超えて耕作放棄地の活用を通じた食糧安全保障にも資する等農林水産業の新たな領域を開拓するものと認識いたしておるところであります。

バイオマスタウンの現状と今後の取り組みであります。現在青森県内においては、バイオマスタウン構想を策定済みの市町村は4市町村あり、青森市ではホタテ貝殻の凍結防止材としての活用、五所川原市では製材所残渣のガス化発電、藤崎町では家畜排せつ物の堆肥化、鶴田町では稲わら、もみ殻の堆肥化等を柱とした構想を策定いたしております。

また、申請中の市町村は、八戸市、十和田市、三沢市、中泊町、六ヶ所村の5市町村であります。また公表されておらないことから詳細は明らかにできませんが、家畜排せつ物、生ごみの堆肥化や食用廃油のBDF化等への取り組みを進める

と伺っております。

バイオマスタウン構想策定につきましては、地域のバイオマスの賦存状況を量的に把握し、地域に賦存する廃棄物系バイオマスの90%以上、または未利用バイオマスの40%以上の活用計画を定めることや、具体的な事業実施計画を策定することが必要とされております。現状では、個別の事業実施計画を策定することが難しい状況にあることや、平成20年度には青森県で下北地域のバイオマス賦存量調査を予定していることから、これらの結果等を踏まえながら、今後の検討課題とさせていただきますと存じます。

次に、公共施設へのペレットストーブ、ボイラーの導入についてであります。むつ市議会第188回定例会において目時睦男議員から、木質バイオマス等の新エネルギーの導入推進、公共施設にペレットストーブを設置できないかとの質問があり、木質バイオマスを活用していくことは森林の再生につながるだけでなく、地球環境の保全にも貢献するものであるが、まだペレットの供給体制や経済的な観点から、実演展示の域を出ておらず、検討が必要であると答弁いたしておるところであります。

現在の灯油価格から試算いたしますと、発熱量1,000キロカロリーあたりの単価では、灯油の10円4銭に対し、運賃を含まない木質ペレットが8円89銭となり、これだけの比較ではランニングコスト的にはやや有利な状況となっております。しかしながら、運賃を加えた場合単価が高くなることや、ストーブやボイラー自体が高価であること、さらにはペレット置き場の確保や日常のペレットの補給や燃焼後の灰の処理などの課題も残されております。公共施設の活用につきましては、ペレット保管場所の確保やボイラー設置等のイニシャルコスト等現在行政に求められております費用対効果の観点から、さらに検討が必要であると考え

るところであります。

一般家庭で購入するペレットストーブへの補助制度につきましては調査いたしましたが、現在青森県内において実施している市町村はないと認識いたしております。先ほど申し述べましたように、最近の原油高騰を受けて、ペレットの価格が総体的に灯油と同程度まで下がった感があり、ランニングコスト面からは一般家庭での導入が容易になったと思われませんが、ストーブ本体がまだ高価なことや、重量が70キロを超えることから、設置場所の配慮が必要などの課題もございます。

市では、環境へ優しいエネルギーとして市政だよりでペレットストーブを紹介いたしましたが、市民の皆様が環境問題を考える一つとして参考にさせていただきたいと思うところであります。ペレットストーブへ市からの補助につきましては、大多数を占めます一般的な灯油ストーブやまきストーブ使用者との間に不公平感が生じるおそれもあることや、県内で実施市町村が皆無の環境で財政状況を考えますと、早急に対応することは困難であり、今後の課題とさせていただきますと存じます。

次に、乳幼児医療費助成事業支援拡充策についてお答えいたします。市では、これまで平成5年から実施した青森県乳幼児はつらつ育成実施要領に基づき乳幼児の保健及び出生育児環境の向上を目的に乳幼児が医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用のうち、ゼロ歳児から3歳児までの通院及び入院費用を、4歳児から就学前児童については、入院時食事療養費を除く入院1日につき500円を控除した入院費用を、所得制限を定め給付対象としてきたところであります。しかし、少子化対策として子育て世代の経済的負担の軽減が注目され始めた平成8年ごろから助成制度の対象年齢を独自に拡大する自治体が増加し、自治体の財政力によって子育て支援策に係る

地域間格差が広がりつつある状況に置かれているところであります。

このような状況から、居住地における自己負担の格差是正や助成の適用拡大について、市町村議会、保護者、青森県医師会等から要望されていたこと、全国的に制度の拡充が進められていること、さらには平成20年4月から医療制度の改正に伴い、3歳から就学前児童の医療費自己負担割合が3割から2割になることなどが契機となり、青森県においても、本年10月診療分からは所得制限や1カ月に1,500円の自己負担があるものの、4歳から就学前児童までの通院にも補助対象を拡大する旨、2月20日の県知事の記者会見により発表されたところであります。

これを受けまして、「こどもは地域のたからもの」を政策の柱としている私といたしましては、ぜひとも県と歩調を合わせ、平成20年10月から拡充実施しなければならない事業と考えております。議員各位にお示ししてあります平成20年度予算案においては、従来の制度を基本に積算しておりますが、経費節減に努め、乳幼児医療費助成の拡充をするよう担当課に指示しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、産後ヘルパー派遣事業についてのご質問にお答えいたします。近年次世代育成支援対策として少子化、核家族化の進行に伴う家庭形態の変化や近隣との人間関係の希薄化により子育て中の親が子育てや育児について気軽に相談できる相手や仲間が身近な地域にいないなど、家庭や地域における子育て機能の低下が問題となっています。そのような中で本来子供の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭への支援については、従来の通所型だけではなく、家庭訪問等の積極的なアプローチ、すなわち訪問型の支援の必要性が高まっております。国では、養育者にとって

精神的にも肉体的にも過重な負担がかかる出産後間もない時期に手厚い支援を行い、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ることが重要であるとのことから、育児支援家庭訪問事業の一つとして産後ヘルパー派遣事業を制度化しております。

この事業を実施しております人口12万人の一関市に伺ったところ、国の次世代育成支援対策交付金の2分の1の助成を受けて、お昼、育児や家事などの支援を必要とする出産後1カ月までの産婦と新生児を対象に1時間当たり1,000円の利用料で1回3時間までとし、10回の利用回数を限度として支援を行っております。また、利用者の負担は2分の1、残りが国と市が助成しております。平成19年度の利用状況は、3世帯21回とっております。

当市では、社団法人むつ市シルバー人材センターとむつ市社会福祉協議会の2カ所がホームヘルパーの派遣事業を行っており、本年度は2名の利用者があったとっております。また、県内の支部の実施状況は、市が直接派遣事業を実施しているところはなく、シルバー人材センターで行っているところが1市ありますが、助成金の交付は行っていないとのことであります。市といたしましては、ヘルパー派遣事業を実施しております2事業所を活用しながら、今後どのようなことが可能なか検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 16番。

○16番（鎌田ちよ子） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

最初に防災、防火についてであります。市長も東通村の無償での火災報知器設置はご存じだと思います。東通村では、村内高齢者世帯約500世帯を対象に各家庭に2個ずつ役場職員と消防署分団員がそれぞれ作業を行ってつけられたとの報道

がありました。また、2月22日の新聞報道では、青森消防本部で青森市内、管内の住宅用火災警報器の設置状況を調べたところ、7割以上が設置義務は知っておりますが、実際には設置していない、また2割の方々はその設置も義務も知らなかったというような報道がありました。まず一番の問題は、自己負担のところでございます。年金暮らしや生活状況が大変厳しい世帯では、この余裕がないという経済的な理由が一番であります。この財政支援について、本市としてはどのようなお考えを持っているのか、お聞きします。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 火災報知器の東通村の部分、設置無償でというふうなことも承知しております。じくじたる思いで、うちの市でもできればいいなというふうな思いは非常に強く持って、あの報道があったときには感じました。しかしながら、今この財政状況の中では非常に厳しい部分があるということでご理解をいただきたいと思えます。

ただ、市営住宅等につきましては、たしか1戸当たり平均3.1個、そういうような形で市で管理している住宅等については、その火災報知器を配置しておりますし、また価格もさまざまな価格帯があるというふうになっておりますので、その部分で設置のPR等も5月31日までに向けて今後積極的にPRをしていきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長(村中徹也) 16番。

○16番(鎌田ちよ子) この火災警報器につきましては、鋭意努力をよろしくお願いいたします。

バイオマスにつきましてはありますが、バイオマスとは動植物バイオから生まれた再生可能な有機質の資源マスのことを言い、廃棄物系バイオマスとして食品廃棄物、家畜のふん尿、建設廃木材、下水汚泥などが挙げられることは皆さんご承知であります。この未利用バイオマスとして、また稲

わらとか林の間伐材など、資源作物としてはサトウキビ、トウモロコシなどがあります。こうした資源の一部は肥料などで再利用されておりますが、まだまだ十分に活用されていない現状です。家畜のふん尿や下水汚泥、生ごみ、廃油などは発酵によりメタンガスを発生させ、このメタンガスが燃料電池による発電やエンジンなどに活用することができます。また、建築廃木材、稲わら、サトウキビなどは液体燃料のエタノールに生成することができます。

アメリカでは、バイオマスによるエタノール製造が盛んで、トウモロコシなどを原料に全米で100近い工場が1,000万キロ以上のエタノールを製造し、30以上の州では、もうエタノール混合ガソリンが使用されております。日本では、昨年1月に建築廃木材からエタノールを製造する工場が大阪府に開設され、4月から首都圏50カ所のガソリンスタンドで混合ガソリンの供給が始まりました。先ほどの市長の答弁を私も伺いましたが、本市には広大な、耕作放棄地のような広い土地があります。国や県内外の動向を見きわめ、この土地を有効利用したバイオエタノール燃料になる作物作付についてはいかがお考えでありましょうか。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) ただいまの鎌田議員、かなりグローバルな部分のお話もございました。この部分について、若干私の考えと申しますか、今感じていることをお話をさせていただきながら答弁にかえさせていただきたいと思えます。

バイオマス燃料、これは非常に私もこの時代、要するにCO<sub>2</sub>削減の部分においては、環境を守る、環境は未来からの借り物、次の世代からの借り物というふうな考え方からすると、私たちはそういうふうな形でCO<sub>2</sub>を完全にこれを削減目標に沿って、自治体としてもまた個人としてもこれ

は努めていかなければいけない、こんな思いを今しているところでございます。ただ、このバイオマス燃料をつくるためにトウモロコシ、さまざまな部分でよその大きな国、面積を持っているところで、その生産を今しているわけなのですけれども、その部分においては、森林の伐採、さらに穀物価格等の高騰という部分も、これはグローバルの部分では、十分これも注視をしていかなければいけないというふうな思いを今しているところであります。森林伐採によって砂漠化が進んでいて、そしてその部分において環境にまた負荷がかかっているという報道もされておりますので、そういうふうな部分については十分我々も、我々世代もこれは注目をし、監視をしていかなければいけないのではないかなと、こういうふうにお考えおとところであります。

さらに、市内の耕作放棄地の部分のお尋ねがございましたけれども、今国のほうでは新たな農業政策の中で、その休耕地を、こういうふうな形のバイオマス燃料の原料となるものについての研究が、この前国の形として方向がしっかり示された部分がございます。先般その部分において、市長会に出席した際に、この休耕地の取り扱い等について、農政局のほうからそういうふうな説明がございましたので、それらにも私ども自治体として関心を持ち、対策をしていかなければいけないのではないかなと、こんな思いを今しているところであります。

さらに、今度はむつ市でバイオマス燃料についてどういうふうな対応をしていかなければいけないのかというふうな思いでお尋ねの部分もございましたので、あえて答弁をさせていただきます。たしか去年の7月、私が就任してから間もなく、8月でしたでしょうか、てんぷら油等、家庭で使った廃油を利用したバイオ・ディーゼル・フューエル、BDFというふうなことで、市内の知的障害

者授産施設のほうで、そのBDFを生産し、そしてそれを社会福祉協議会のバスに利用しているというふうな取り組みも現在行われております。その部分で廃油の回収につきましては、市内の小学校とか中学校、給食センター等々でその廃油を提供して、そしてBDFを生産し社会福祉協議会のバスに、冬期間はちょっとまだ今テストの状況でございますが、夏場は昨年から利用しているという取り組みもありますので、今後そういうふうなことが行政の車両として可能なかどうか、そういうことも研究していきたいと、こういうふうな取り組み方をこれからしていきたいと、こう思います。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 16番。

○16番（鎌田ちよ子） 最後、子育て支援であります。乳幼児医療につきましては、10月をめどにという市長から答弁をいただきました。産後ヘルパー派遣事業につきましても、皆さんで何とか検討されて、このような産後うつになる方が出ないような対策として、また皆さんに援助していただければと思います。

それと、最後ですが、昨年12月定例会で5歳児健診について質問いたしました。来年度予算化をいただき、その5歳児健診が実施に向けてスタートするという事を予算審査特別委員会で伺いました。担当課の職員の皆様には、いろいろ大変ご苦労をおかけいたしました。この5歳児健診をぜひ事業化していただき、発達障害の子供さんたちの大きな力となるようにぜひよろしく願いいたしまして、私の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

午前11時まで暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新谷泰造議員

○議長（村中徹也） 次は、新谷泰造議員の登壇を求めます。3番新谷泰造議員。

（3番 新谷泰造議員登壇）

○3番（新谷泰造） 民主党、無会派の新谷泰造でございます。ちょうど20年前のきょう、世界一の長さを誇る青函トンネルが開業いたしました。本州と北海道を結ぶ夢の青函トンネルのように、私も市民の皆様と手を携え、よりよいむつ市を形成していくため、これから一般質問をさせていただきます。市長におかれましては、前定例会のような早口の抽象的な答弁ではなく、弱い立場である市民の皆様にかかるようにゆっくりと具体的に答弁をお願いいたします。

まず第1点目は、財政再建についてであります。新聞報道によりますと、市長は医療サービスも市の財政も守りたい、板挟みだ、助けてくれというのが心情ですと述べております。私としては、財政再建が優先であると考えます。例えば準用財政再建団体になった夕張市を見れば、病院もなくなり、市民会館もなくなり、図書館もなくなりました。歳入の増加を図るため、市民税や使用料、手数料の値上げ、ごみの有料化を進める一方、歳出カットのため、公衆浴場、公園などの公共施設も廃止、人件費抑制策として早期退職を勧め、市職員の年収は4割カット、市長報酬も月額26万円を割りました。議員定数も18名から9名に半減、議員報酬も31万円から18万円になってしまいました。早期退職者は、役職者が7割、部長、次長職に至っては、全員が退職しました。約300人いた

職員を140人程度まで減らそうとしたところ、113人まで減ってしまい、行政運営に支障を来すおそれが生じているのが現状であります。

むつ市の現状を見れば、むつ市には長期債の残高が水道事業会計を含め、平成18年度末時点で約585億円あります。さらに、累積赤字が約21億円、消防関係の長期債の残高がむつ市負担部分約60億円、むつ総合病院関係の長期債の残高がむつ市負担部分約76億円、合計742億円の債務があります。また、むつ市の実質赤字比率は、平成18年度決算で12.66%であります。むつ市の財政課から提出していただいた全国都市の財政状況を示す資料によると、全国782都市中、むつ市は780位、すなわちワースト3位であります。平成19年度の実質赤字比率は、市長の平成20年度一般施政方針によれば、単年度赤字が見込まれるので、平成18年度決算の実質赤字比率12.66%を上回ると推測できます。

問題は、むつ市がむつ総合病院に対してむつ市の負担金約33億円を滞納していることでもあります。むつ市がこの33億円の支払いを誠実に履行してきたとするならば、理論的にはこの約33億円が累積赤字になって加算されていたのであります。したがって、この累積赤字約33億円を現在の21億円の累積赤字に加算すると、累積赤字は約54億円となり、実質赤字比率は31%となります。実質赤字比率約33%では、財政再生団体に転落する実質赤字比率のボーダーライン20%を超え、明らかに財政再生団体となってしまうのであります。

むつ市は、むつ総合病院に対するむつ市の負担金を滞納し、むつ総合病院を深刻な資金不足に陥らせ、一時借入金を2006年度約136億円にしました。この一時借入金約136億円は、夕張市の約4倍となり、全国最悪であります。すなわち、むつ市は2002年度にむつ総合病院の不良債務を7年間計画で解消するために、むつ総合病院を第五次経

営健全化団体に指定させ、国、県、市から毎年5億円以上の財政支援をさせることにより、むつ市が準用財政再建団体に転落することを免れたにすぎません。したがって、むつ市も大阪府のように実質上の準用財政再建団体と言われてもおかしくない状況であります。

このような状況でも、前定例会で私の一般質問に対し市長は、赤字解消計画を誠実に実行することにより、本市が財政再生団体へ転落する心配はないものと考えておりますと答弁しております。市長が誠実に実行しようとする赤字解消計画を検討してみますと、当初の赤字解消計画では、平成20年度に電源立地地域対策交付金のソフト事業への充当金として22億5,000万円が見込まれておりました。ところが、平成20年度予算では、14億7,000万円に減額されており、歳入面においても不安定な赤字解消計画であります。

一方、歳出の面においても、赤字解消計画は不安定なものであると言わざるを得ないのであります。

まず第1に、除排雪費用として計上された額は、平成14年度から平成18年度までの5カ年の平均額3億5,000万円を各年度に計上したものであります。平成17年度のような大雪の場合には、約5億円の支出となっています。ことしのように比較的暖冬ならばよいのですが、大雪が降れば、この赤字解消計画では理論上1億5,000万円の赤字が生じてしまいます。ちなみに、ことしの夕張市は、比較的暖冬にもかかわらず大雪でありました。弱い立場の市民は、灯油の高どまりから困窮しているという報道がありました。参考までにつけ加えさせていただきます。

次に、第2点として庁舎移転についてお伺いたします。庁舎移転後のランニングコストについては、前定例会で理事者より現庁舎の維持管理費は約6,000万円かかっており、新庁舎はその1.5倍

くらいだと答弁がありました。6,000万円の1.5倍だと9,000万円であります。ところが、平成18年10月31日に行われたむつ市議会第141回臨時会において、市庁舎の維持費はどれくらいかの質疑に対し、同じ理事者は、現庁舎の維持管理費は年間約2,000万円で、新庁舎はその1.5倍くらいだろうと答弁しております。2,000万円の1.5倍だと3,000万円であります。なぜ1年間で新庁舎のランニングコストが3,000万円から9,000万円に増加したのか、さらに現庁舎の維持管理費をもとにした概算ではなく、移転後の新庁舎の実施設計などに基づく具体的な維持管理費を計上できないのか。私の調査したところによれば、新庁舎予定物件はもともと商業用施設であり、空調施設に関してはワンフロアの構造上一括された給排気口で機能していたそうです。しかし、庁舎としての機能を果たすためにはオフィス化する必要があります。つまり間仕切りを施す必要があります。その際部屋ごとに空調が必要であり、そのコストは莫大になると専門家が言っております。以上のことから、私はこの赤字解消計画は砂上の楼閣となるのではないかと心配しております。

私ならば、財政再建のためには、まず庁舎移転を白紙撤回します。そうすれば、5億5,000万円の基金ができます。この基金をもとに合併特例債を起債すれば、16億円以上の地域振興が可能になるのです。景気浮揚策にもなります。景気がよくなれば税収もふえます。

さらに、旧アークスプラザを大手スーパーに賃貸すれば、月額1,000万円、年間1億2,000万円の収入が見込まれるという専門家の意見もあります。加えて雇用の確保も可能であります。その収入を新庁舎建設のための基金として積み立てれば、10年間で12億円となります。その10年間の間に財政再建をした後に新庁舎を建てても遅くはないのではないのでしょうか。その庁舎は、例えばは



こだて未来大学などの建物を参考に、観光の拠点となるような斬新なものを建てるべきだと思います。

市長は、庁舎移転の理由の一つとして、現庁舎の耐震性を挙げていますが、現庁舎と同様の耐震性を有する公共施設はほかにもあることから、現庁舎の危険性だけをクローズアップさせることはいかがなものかと思えます。

また、市民の中には経済的理由から、耐震性を高めようにも高められない人もいます。私は、今庁舎移転をして早期健全化団体に転落する危険を冒すよりも、庁舎移転を白紙撤回し、財政再建が終わった後に新庁舎を移転しても遅くはないと思います。

次に、庁舎移転の時期について、2月15日に行われた説明会で、財政再建に影響を与えない時期を十分検討して、移転時期を決定していきたいと説明しておりますが、その具体的な時期はいつなのか。

次に、同説明会で理事者が今後必要となる経費は18億円以内と説明したところ、市長は慌てて若干18億円を超える場合があると訂正いたしました。専門家の話によりますと、中古の改装には新築よりも費用がかかる場合が多いということです。市長は、今後必要となる経費がどの程度であると考えているのか、具体的にお答えをお願いします。

次に、庁舎移転後の収支見込みについて、維持管理費が明確でなく、さらにテナントを予定したものを子育て支援センターに変更していますが、収支見込みにどのように影響しているのかお答えをお願いします。

次に、第3点の指定管理者制度についてお伺いいたします。指定管理者制度の現状とメリットについて、特に運動公園等について説明をお願いいたします。

次に、第4点目の道路の寄附と整備についてありますが、むつ市新町22番から23番地区の砂利道及びむつ市新町23番から24番地区の砂利道について、舗装をしてほしいと住民の要望がありますが、私が前定例会でこのことを質問したところ、町内会等が行う延長20メートル以上の道路整備費用に対しむつ市が2分の1を補助する市道整備補助金交付制度があるという答弁をいただきました。ところが近隣住民は、公共用の道路として使用しているのに、なぜ自分たちだけが2分の1を負担しなければならないのかと納得しておりません。この道路の土地をむつ市に寄附した場合、舗装してもらうことはできないのか。

次に、むつ市新町26番から27番地区の道路について、側溝の整備はいつできるのか、お答え願います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 新谷泰造議員にお答えをいたします。

冒頭さまざまな財政に対するご心配、そしてまた医療に対するご懸念等々ご発言をお伺いいたしまして、私はある報道をもとにしての発言からお話を起こされたというふうに認識をいたしました。財政と医療を守りたいと、その部分で板挟みであるというふうなことは確かにお話をいたしました。そして、またその報道のとおりでございます。そして、助けてくれというふうなことも私の心情としてさまざまな方面への、それはシグナルという形での報道であるというふうに私は認識しておりまして、決して財政だけの主導で医療をつぶしてはいけないと思いますし、医療だけ残して財政をつぶすというふうなことも決してあり得ないと。この両建てでしっかりと行政は運営をしていくものだ。そして、夕張市の例を挙げられま

して、医療が崩壊をしたというふうなお話をされました。しかしながら、夕張市も、あの病院は市立病院でございましたけれども、指定管理という形で、今その診療を、医療を守っているというふうな現状もご認識をしていただきたいと思います。

さらに、私はそういう意味からして、財政もしっかりと立て直し、さらに医療も守っていかねばいけないという立場であるということをご認識をいただきたいと思えます。

さらに、不安定な財政というふうなこと、除雪費を絡めましてのお話ございましたけれども、なるほど現在のむつ市の財政は除雪費等々でそういうふうなもろもろ、それから電源立地地域対策交付金等々さまざまな部分で出るもの、入るもの、非常に不安定なものがございます。しかしながら、その不安定なものをしっかりと私どもが、担当が、また私も把握をして、その赤字解消計画を今つくり、そしてそれを邁進しているというふうな部分、不安定な部分は、そのそしりは免れることはできませんけれども、しっかりとそれを見据えつつの赤字解消計画であるということをご理解いただきたいと思います。

まず、財政再建についてであります。1点目の財政再建の具体的方法、手段と、2点目の財政再建の時期とは関連がありますので、一括してお答えいたします。早口にならないように答弁をさせていただきます。

財政再建は、昨年12月、むつ市議会第194回定例会でお示しいたしました赤字解消計画を着実に進めることで達成できるものであります。平成18年度決算は、暖冬少雪により除排雪経費が大幅に減少したことや、退職者の一部不補充等により、合併後初めて3億5,400万円の単年度黒字となりましたが、実質収支では21億3,400万円の累積赤字となっております。

これをもとに作成いたしました赤字解消計画の内容及び考え方を説明させていただきますが、平成19年度決算見込みでは、電源立地地域対策交付金の減額等により3億2,000万円の単年度赤字が発生し、実質収支は24億5,400万円の累積赤字になると予想しております。平成20年度以降は、これまでと同様歳入確保に努める一方で、電源立地地域対策交付金を人件費等に充当し一般財源化を図るほか、退職者の一部不補充などによる人件費の削減、さらには行財政改革の徹底を図り、各種経費の削減に取り組んでいくこととしております。

公的資金補償金免除繰上償還制度の活用もその一環ではありますが、これらの取り組みを確実に実行することで、平成20年度には5億500万円、平成21年度には4億9,700万円、平成22年度には7億5,100万円、平成23年度には7億300万円の単年度黒字が可能となり、平成23年度には累積赤字を解消し、黒字に好転する計画となっております。

今年度制定されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる健全化法では、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標が示されましたが、平成18年度決算をもとにむつ市の比率を試算いたしますと、実質赤字比率が約0.01ポイントの差で該当いたしますが、他の指標は該当いたしておりません。幸いにも、今年度の除排雪経費は、赤字解消計画の3億5,000万円より下回り、平成19年度の赤字は赤字解消計画より相当圧縮できる見込みとなっておりますし、平成20年度の予算執行において、より一層市税の収納率を高め歳入の確保を図るほか、各種経費を節減することで早期健全化団体を回避することは十分可能と判断しております。

いずれにいたしましても、むつ市の財政運営は依然として厳しい状況に変わりはありませんが、

一般施政方針でも申し上げましたとおり、早期健全化団体への移行は何としても回避しなければならない最重要課題であり、財政の健全化に渾身の力を傾注してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、庁舎移転についてのご質問にお答えいたします。まず、新庁舎への移転時期についてのご質問であります。先月下旬に開催した本庁舎移転説明会の折にもご説明しておりますが、移転時期は財政再建に影響を与えない時期に充分配慮して決定することとしております。市役所業務を行います庁舎エリア部分につきましては、設計が完了し、今後必要となる経費は工事管理委託料と改修工事費の合計で約16億5,500万円ではほぼ確定しております。その他に必要な経費として、備品費と移転費はまだ調整が必要でありますし、現庁舎の解体費を含めると、総額で約18億円の経費がかかると試算しております。その財源として、電力会社からご寄附いただいた5億5,000万円の公共施設整備基金を充当して、足りない約12億5,000万円には合併特例債を充てさせていただきたいと考えておりますし、また合併特例債を充当できない5%分の約6,000万円は初年度に一般財源で措置する必要があります。

また、市民が集える場所として庁舎エリアとは別に整備を検討している開放エリア部分につきましては整備案を検討している段階でありまして、内装等にかかる経費や財源については、まだお示しできる段階にはありません。このように、さらに移転にかかる費用を精査する時間が必要であること、また今回の平成20年度当初予算は地方公共団体の財政の健全化に関する法律が適用となる重要な予算でもありますので、赤字解消計画の確実な履行に慎重を期すこととし、移転経費の計上を見送ったものであります。今後財政状況を見きわめ、赤字解消に影響を及ぼさないと判断される

適切な時期に改修工事費などをご提案し、市役所業務に影響を与えない連休となる期間を勘案し、移転時期を決定してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目の新庁舎へ移転後の収支見込みについてであります。庁舎エリア部分の維持経費は、増設が必要な証明、空調機器など省エネ型のものを使用したものとしても、これまでも答弁しておりますように、まだはっきりしたものではありませんが、現庁舎より面積が大きくなるため、約1.5倍から2倍程度になるものと試算しております。また、開放エリア部分については、現時点では取り入れていく機能を個々に検討している段階でありまして、開放エリア全体の運営方法などを含めた調整はまだこれからであります。開放エリア全体で維持経費と使用料などで上がる収入との均衡をとり得る形態での整備を念頭に置きながら検討を加えてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、指定管理者制度についてのご質問にお答えいたします。指定管理者制度のメリットや運用状況、また来年度から指定管理者となるむつ運動公園等の体育施設について、指定管理の対象とした経緯や指定管理となることによるメリットを示していただきたいとお尋ねですが、公の施設の管理については、これまで市が直接管理運営するか、市が出資している法人等が市との契約により管理を行ってまいりましたが、平成15年9月に地方自治法の改正によりNPO法人や民間企業なども公の施設の管理運営をできることになりました。

指定管理者制度のメリットは、民間のノウハウが施設の管理運営に生かされ、住民サービスの向上や管理運営の効率化が図られる点にあります。当市におきましては、平成18年度から制度の運用を開始し、平成18年度は29施設、19年度は8施設

について導入しており、平成20年度はさらに12施設への導入が予定されております。これまで施設の管理運営について住民サービスの低下を来さないよう基本的事項の遵守はもちろんのこと、創意工夫を凝らした自主事業を展開していただいたところもありまして、経費の面でも平成18年度は6,100万円余りの削減効果を上げられたところであります。

むつ運動公園等の体育施設につきましては、教育長より答弁いたします。

次に、道路用地の寄附と整備についてのご質問にお答えいたします。第1点目、道路用地の寄附についてであります。議員お話しの新町23番地区から24番地区の砂利道の寄附につきましては、土地の所有者等の調査を行いましたところ、5名の所有者がおりまして、そのうち面積の6割以上を所有する不動産会社が昭和59年に解散となり、土地の清算人のみが存在する会社となったことが判明しております。また、相続登記の手続が必要な土地もあり、寄附される際には、これらの問題を申請する側で解決しなければならないことから、寄附行為は非常に難しい状況にあるものと思われる。

また、新町22番地区から23番地区の砂利道につきましては、現況では道路の延長が約250メートル、平均的な道幅が約4メートルとなっておりますものの、法務局備えつけの公図等を調査いたしましたところ、道幅については約2メートルほどしかなく、現状のままでの寄附採納は難しいと思われるので、ご理解賜りたいと思います。

ご質問の2点目、新町26番地区の側溝の件につきましては、担当のほうから答弁をいたさせます。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正蔵教育長登壇）

○教育長（牧野正蔵） 新谷泰造議員のご質問中、教育委員会が所管する運動公園等の体育施設を指

定管理の対象とした経緯についてのお尋ねでありますけれども、これは市全体の方針として指定管理に移行できるものはできるだけ早く移行していくという方針のもとに実施してきたところであります。ウェルネスパークや大畑地区体育施設については、平成18年度から導入しているところであります。むつ運動公園、釜臥山スキー場につきましても、去る12月定例会で議会のご承認をいただき、むつ市陸上競技協会を指定管理者として定めたとところであります。

次に、指定管理となることのメリットということではありますが、ただいま市長から指定管理者制度の一般的メリットについて説明があったところでありますけれども、私ども教育委員会といたしましても、指定管理者には管理面での安全性の確保を前提としながらも、1つには利用者の利便性、サービスの向上、2つには経費の節減、さらには雇用の創出ということに期待をしているところであります。中でも施設を利用する市民の立場からは、利便性の向上が何よりも大事であろうと思っております。

今春から指定管理者制度に移行する運動公園等の体育施設につきましては、経費的には約1,000万円程度の節減になりますほか、雇用面でも臨時職員を合わせて約20名の体制を構想しているようでもありますし、肝心の利便性の向上、サービスの向上ということにつきましても、各種のスポーツ教室やスポーツを楽しんだりするトレーニング講習会、あるいはオリンピック選手と一緒にジョギングするオリンピックデーランむつ大会の開催、ラジオ体操の集いなど、多彩な主催事業が計画されておりますし、さらには利用期間、利用料金につきましても、利用しやすい柔軟な運営を考えていただいているようであります。ただ、これはあくまでも計画でありますので、実際には実施してみないことには、その効果が見えてこないのは言う

までもありませんけれども、指定管理者の持てるノウハウや豊富な人材によって、これまで以上の施設活用を実現していってくれるものと期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（成田 豊） 市長答弁に補足してお答えさせていただきます。

質問事項の4点目の道路の整備についてでございますが、これは旧下北交通大畑線沿いの新町25番地区から26番地区の国道279号へ接続する道路の整備についてでございます。新谷泰造議員は、側溝整備のみについてのお尋ねでございましたが、この道路の現在の進みぐあいについてお答えし、ご理解を賜りたいと思います。

この路線につきましては、以前から地元町内会からかなり強い要望がございまして、その内容は側溝整備はもちろん、道路全体の整備もお願いがあったところでございます。それに基づきまして、市のほうではこれまで工事説明会等も実施して終了しておりますことから、今年度、平成19年度でございますけれども、測量設計業務を発注し、用地の立ち会いも順調に進んでおりまして、年度内にその業務が完了する予定となっております。

今後は、この測量成果をもとに個々の地権者から道路拡幅部分についての土地のご寄附をいただき、整備区域の用地が確保された段階で工事に着手してまいりたい、そういうふう考えております。

具体的には、平成20年度に用地の確保、平成21年度から平成22年度にかけて工事を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） まず、むつ市は大阪府と同じ

ように実質準用財政再建団体と言われてもおかしくないという状況を私は認識しているのですけれども、市長におかれましては、その辺の認識はどういう認識か、聞かせていただければ。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） そのような認識は持っておりません。しかしながら、新しい法律の中で早期健全化団体、それにならないように今その努力をしているというふうなところでご理解いただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 赤字解消計画のほうなのですが、電源立地地域対策交付金が財源になっているのですけれども、この変動の見込みというのはどのように認識されているか、お聞きしたいのですが。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 電源立地地域対策交付金につきましては、さまざまな要因があろうかと思えます。変動のというふうなことは、今後予定されております大間原子力発電所、それから使用済燃料中間貯蔵施設、そして東京電力の東通原子力発電所、そういうふうなもので、さまざまな今その審査に時間もかかっているという状況でありますので、その推移を見つつということでの変動の要因、それから期間もでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 先ほど私は質問の中で、平成20年度には14億7,000万円計上されて、最初の計画では22億5,000万円になっていると。こういうような変動とかそういうことはあり得ないのですか。それともあり得るのか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今ほどご答弁をいたしましたけれども、その3つの原子力発電所関係の施設

等の安全審査の状況が、やはりこの部分において当初の金額と違っているというふうなことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） といいますと、あり得るといふ認識でよろしいのでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 時期が確定をしております。しかしながら、最終的には今年度になるのか、平成20年度になるのか、平成21年度になるのかはわかりませんが、平成20年度の段階では、今のところ当初3月の査定で検討した段階では14億数千万円というふうなことでございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 私は、先ほど述べているように、電源立地地域対策交付金のソフト事業への充当金というのは、変動する可能性と。今の答弁ですと不明確ですから、そうすればあり得るといふことでいいのか、そこを。ないのだったらないでいいのですけれども、あるならあると、その辺を明確に答弁願いたいのですが。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） ただいまの新谷泰造議員のご質問の市長の答弁に一部補足をさせていただく形でご答弁申し上げます。

結論から申しますと、赤字解消計画と申しますのは、毎年度12月の決算、この時点をもとにしまして、ある一定の条件づけのもとに推計しているものでございます。したがって、その後の逐次の変動要素というのも当然あり得ますので、それ相応の現実とのギャップというのも当然出てまいります。そのために毎年度12月に改めてローリングをして、現状のデータに近い形でまた改めて見据えるというのが赤字解消計画でございますので、その辺でご理解を賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） このように不明確な、不安定な形で財源を考えているにもかかわらず、なぜ早期健全化団体にはならないと。そして、この不安定なもとに赤字解消計画を遂行していった早期健全化団体にならないというのは、私は理屈にないと思うのですけれども、その辺の説明をお願いします。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 例えば先ほど新谷泰造議員が引用されました除排雪経費に例えて申しますと、当然除排雪の経費というのは自然現象に左右されるものでございますので、予測は物理的に不可能かと思えます。そういった意味合いで、ある一定の年度を3億5,000万円ということにやらせて、降るときもあるし、また暖冬少雪という幸いするときもありますので、その辺の幅をある程度平均値をとらせていただいて積算するというのもあるかと思えます。したがって、不安定と申されますが、そういう不安定条件がある一方で、私ども限りある努力をして、歳出の抑制、それから歳入の確保といった点で人為的に努力するところで、その辺をカバーしていくということも一方にあるということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 私は除雪のほうは聞いていないのです。ここが今生命線なのです。いいですか、総務常任委員会で聞いたところ、勉強したところによりますと、要するに電源立地地域対策交付金というのは、原子力そのもろもろの状況によって決まるものだから、不確定なものだという、その説明でいいのでしょうか。そうすると、これが12.66%とか、そういう基準のぎりぎりではないですか。ところが、ぎりぎりのところで、そんなになったら、もう早期健全化団体になりかねない。そういう状況だったら、そういう不安定

なもので、ぎりぎりのところにいます、それはもう、その認識は一致していますから。それで、こういう不安定な赤字解消計画でいいのかというのを、そこでこの電源立地地域対策交付金のずれはないのかあるのか。今の形だと、逆に今度はあるという認識でいいのですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ぎりぎりの状況であるということは、先ほどの壇上での答弁のところでは不安定であるというふうなお話をしたとおりでございます。しかしながら、不安定なところもしっかりとした形で、先ほど担当部長がご説明をいたしましたように、12月の段階でさまざまな赤字の状況等を見据えつつ、そしてそれを計画として見直していくというふうな状況であるということでありませう。

さきにお話をしましたように、大間原子力発電所、そして使用済燃料中間貯蔵施設の安全審査、そしてさらに東京電力の東通原子力発電所の安全審査、そういうふうなものがさまざま影響を及ぼしているということでご理解をいただきたいと思っております。ただ、きょうの報道によりますと、大間原子力発電所が来月にも設置許可というふうな形で、原子力安全委員会の耐震審査が終わるといった報道がけさなされたところでありまして、そういう意味でこういうふうなものが一つずつ積み重なって行って22億5,000万円になっていくのだということでご理解をいただきたいし、さらに壇上で冒頭新谷泰造議員からご指摘のありました財政と医療の板挟みになっている、助けてくれというふうな表現が報道されたところでもありますけれども、シグナルを出しているというふうなことは、そちらの方面にもシグナルを出しているのだということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 私が今なぜここまでしつこく

やっているかということ、むつ市を早期健全化団体にはならない、さらにまた財政再生団体にはならないと。だから、今の赤字解消計画でいけば、黒字になったり赤字になったりしていると、間違えはなる可能性があるのではないですか。なっってからでは遅いから、その守りをもう少しきちりしてほしいというので、今、だから絶対に落ちないと、その入ってきた後で財政再建をして庁舎の改築とか、そうやっても遅くはないのではないかという、私の認識はそこなのです。その点については。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 答弁を繰り返すようでございますけれども、今回当初予算でこの庁舎の工事費、それから管理委託料、それらを盛らなかったという理由は、財政状況をかんがみてというふうなことで、その部分で赤字解消計画をしっかりと横目ににらみ、そして財政状況をにらんで判断をしたということでご理解をいただけるのではないかなと、こう思います。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 今出ましたので、その財政状況を見て移転時期を考えるという答弁ですけれども、数字的にとか、月とか、年度とか、そういうものを具体的に答弁願いたいのですが。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） その予算の盛り方、時期というふうなお尋ねかと思っておりますけれども、それは繰り返すようでございますけれども、財政状況を判断してということでございますので、これからの経緯を見守っていきたくないと、こう思います。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） そうすると、実質赤字比率が今12.66%ですね。これが何%まで下がったら移転するのですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 数字も当然大事ですが、12.66%、この数字というふうなことよりも、早期健全化団体にしないという大前提のもとで、出るもの、入るもの、これをしっかりと見きわめた中での判断であるというふうなことをご理解いただけるのではないかなと思います。入るものがしっかりしてこないという状況の中では、この部分についてはやはり判断をしっかりと先送りをし、状況を見ていかなければいけないというふうな形での当初予算の上程でございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） そうしたら、実質的に私と余り変わらないのではないですか。財政再建をしてから庁舎移転をすると。私は、財政再建をしてから新庁舎をすべきだという。そうしたら、財政再建を優先するという考え方では……ないと言っているのですね。

では、次に移ります。次に、庁舎移転のランニングコストの件でございますが、3,000万円から6,000万円にふえた理由と、それからその移った後、実施設計の維持管理費をなぜ計上できないのか、具体的にお願います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） そのランニングコストの前に、この庁舎の件につきましては、この赤字解消計画にしっかりとのっております。しかしながら、先ほどお話をしましたように、さまざまな要素の中で、まだ入ってくる部分がしっかりしていないというふうな部分で当初予算には盛り込まなかったということでございます。

ただいまの質問につきましては、担当のほうからお答えいたします。

○議長（村中徹也） 建設部理事。

○建設部理事（石田三男） ランニングコストにつきまして、市長答弁に補足説明をさせていただきます。

先ほど市長答弁の中で、1.5倍から2倍というお答えをさせていただいていますが、これは平成18年度実績で、現在本庁舎5棟持って、その合計で約2,300万円でございます。私どもは今新庁舎、旧アークスプラザが庁舎となった場合の概算を出しております。これは、行動日数ですとか暖房、照明灯の時間がどうであるのかということをご概算で出しておりますが、たまたま今の時期、原油高の影響をかなり受けてございます。したがって、1.5から2倍という大きい幅でお答えをさせていただいたのですが、このコストが2倍強になると申しますのは、一番大きな要因が庁舎面積の増であろうというふうに考えます。その面積を申し上げますと、計画面積でございますが、現庁舎5棟ございまして、これは7,112平米保有してございます。計画では、1万3,700平米、約6,590平米の増です。率にいたしますと約190%の増になる。これがランニングコストにかかわる一番大きな要因であろうと思います。1万3,700平米、190%の増と申しましたが、これは総務省で定めた基準以内でございまして、必要以上な計画面積ではないと。その面積の増によるのが最大の要因であるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） そうすると、2,000万円掛ける1.5倍のほう正しいということでしょうか。

○議長（村中徹也） 建設部理事。

○建設部理事（石田三男） 先ほどお答え申し上げましたように、その原油高の影響、A重油を使うわけなのですが、これがかなり、昨年と比較しますと30%以上の増になって、これは非常に先行きが見えない状況にあるかと思っております。そのようなところで、現時点の概算で先ほど申し上げましたように、行動時間とかさまざまでございます。た



だ、仮に移転する際には、さらにまた運転方法、管理方法等検討する必要があるだろうというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 6,000万円と9,000万円、どちらが正しいのですか。それから、原油高はいいです。数字、金額を教えてくださいませんか。面積はいいですから。

○議長（村中徹也） 建設部理事。

○建設部理事（石田三男） お答えいたします。

灯油、重油でございますが、現在平成18年度実績で約480万円ほどでございます。庁舎移転した場合でございますが、省エネに配慮した暖房設備と設計で加味してございます。これが800万円を超えるのではないだろうか。あと電気でございますが、現在約1,300万円です。それが3,600万円ほどになるのかな。あと水道代がございしますが、水道代については、旧アークスプラザは井水を使ってございました。ただ、旧アークスプラザに仮に移転になった場合に、すべて井水で賄うのも懸念はされます。そのことから、市の水道も引くことといたしてございます。そのようなことで、約1.5倍から2倍という概算を出してございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（新谷泰造） 最後に市長にお聞きしますけれども、その財源が入ってくれば判断すると言っていました。どのような財源がどれだけ入ってくれば移転を決断するか、最後に一言お願いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 赤字解消計画の歳入の部分がしっかりと確保される段階でということと答弁とさせていただきます。今さまざまな状況にございます。先ほど、報道のお話もさせていただきます

したけれども、そういうふうな状況の中で見据えていかなければいけないという現状でございます。

以上です。

○議長（村中徹也） これで、新谷泰造議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 会議時間の延長

○議長（村中徹也） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

#### 斉藤孝昭議員

○議長（村中徹也） 次は、斉藤孝昭議員の登壇を求めます。20番斉藤孝昭議員。

（20番 斉藤孝昭議員登壇）

○20番（斉藤孝昭） むつ市議会第195回定例会に当たり一般質問を行います。

現在国では国会が開催し、平成20年度予算やさまざまな法律の改正などが議論され、特にガソリン税の暫定税率を維持するのか、廃止するのか、年金の今後はどうなるのか、日銀総裁はだれがいいのかなど、今後の私たちの生活に直結する話し合いが続いています。そんな中であって本市でも平成20年度の方向性を決めるむつ市議会第195回定例会が開会と相なりました。市長の施政方針では、まちづくりの主役は市民であるということを中心に、情報の公開、市民の行政参加、市民との協働、理解と強調など、行政と住民が一体となっ

て取り組まなければ地方は成り立たないのだという市長の思いが伝わるものでありました。一方で職員の資質、モラルの向上、意識改革や組織風土の体質改善、市民の立場、目線に立って考えることができる職員の育成、市民の皆様に優しくわかりやすく丁寧に対応する組織の風土づくりなど、旧態依然のやり方ではこの難局を乗り切ることができない、むつ市の復活はここから始まるのだという意気込みも感じるものでありました。政治の安定、そして市民と行政が一体となりまちづくりに取り組む姿が近い将来現実になることを願い、私も議員の職を全うしなければならないと意を新たにしております。今後も厳しい意見や発言をする場面があると思いますが、市長を初め理事者の皆様には、めげずに答弁や説明を今までどおりしていただくようお願い申し上げ、質問に入らせていただきます。

1点目は、学校給食についてであります。義務教育における学校給食の重要性についてですが、本市では来月4月から川内地区で小学校の給食事業が始まり、これをもって市の全地区での学校給食が実施されることとなります。学校給食は、成長期にある児童・生徒の健康の保持増進と体位の向上に大きな役割を果たすとともに、みんなで一緒に楽しく食べる体験を通じて望ましい食習慣を身につけ、好ましい人間関係を育てる場として位置づけられていると思います。しかし、一昨年あたりから話題となった給食費の未払い問題に端を発し、保護者が学校側に学校給食申込書を毎年提出し、納付義務者として給食費納入を約束する方式を導入するという新聞記事を見ました。むつ市ではありません。むつ市では、そのような考えは毛頭ないと思いますが、給食費の未払いが多くなれば、どうしても対応策を講じなければなりません。そうなる前に、まず学校給食の重要性についてお知らせし、理解をいただく取り組みが必要と

考えています。原油の高騰による給食費の値上げ、中国産加工品の農薬混入による影響など、先行きが不透明な条件が学校給食にそろっています。この際改めて学校給食の重要性について考えてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

次に、給食費未納の対応策と今後の進め方についてであります。学校給食法には、第4条、義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならないとあり、給食を実施してもしなくてもよい任意規定になっています。また、第6条に給食施設及び設備に要する経費並びに給食運営の経費は市町村の負担とし、それ以外の経費、つまり給食費であります。給食を受ける児童の保護者負担とするとあり、第7条に生活保護受給者に準ずる程度に困窮している保護者に対しては補助することができる」と規定していることから、給食費が払えるのに納めないのは法律違反でもあり、保護者の養育義務放棄でもあります。

以上のことを踏まえ、これまでの給食費未払い状況、未払いとなった児童・生徒の給食はどのようになっているのか、現在は未払い者への対応をどのように行っているのか、今後はどのような対応と対策を実施しようと考えているのかお伺いいたします。

2点目は、歳入の確保についてであります。市が持っている遊休不動産を公表し、売却を進めるべきということですが、本市の財政状況が厳しいのはだれもが知っていることであります。例えば経営が厳しい会社で資産を売却し、経営改善に努めようとするのは当たり前のことと思います。しかし、本市はなかなかその重い腰を上げません。ましてや一昨年大湊新町にあった旧市営球場を公表せず、格安の値段で売却し、売れ残った跡地の利用方法の説明も一切ありません。平成20年度予算でも、売却予定不動産は海老川町旧市

営住宅跡地だけであります。それも行政が管理する不動産を売却する場合は、地質調査などをして安全なものを確認してから売却するなど、よくわからない理由をつけて、本気でやるのかやらないのか不信に思います。

旧市営球場は地質調査をしましたでしょうか。そして、その場所へ行くための道路を昨年度予算で拡幅し、側溝まで整備してしまいました。付加価値をつけて高く売るのが、そのままいいから、それなりの値段で売るのが、方針がはっきりしていません。ことしに入り、ネットオークションも始めました。他の自治体も数多く参加し、不動産のオークションも公表により始まっております。そのオークションに不動産を提出する前に、どこにどんな用途の土地、建物を所有し、それが必要なものなのか、必要でないものなのか判断し、全部を公表すべきと私は思いますが、市長のご所見をお伺いいたします。

3点目は、環境問題と地域活性化対策についてであります。カーボンオフセットを活用した旅行や遠足などのプランを作成し、各方面へ提案してはどうかということです。カーボンオフセットとは、直接的な政策によって削減できない二酸化炭素など、温室効果ガスを植林やクリーンエネルギー事業などに投資することによって排出した分を相殺する仕組みのことです。オフセットは何々を相殺するとか、差し引き勘定を意味する言葉です。そして、森林などの食物がCO<sub>2</sub>、つまりカーボンを吸収する機能を利用して排出してしまったCO<sub>2</sub>を相殺、オフセットすることがこう呼ばれています。

環境省が推奨するカーボンオフセットの対象事業としては、植林などの森林保全事業、太陽光などのクリーンエネルギー事業、発展途上国などにおける排出削減のためのプロジェクトへの協力などがあります。この考えを活用し、観光プランと

して調査研究してもいいのではないかと、環境教育の一環としたプログラムを作成し、市内の学校はもとより、県内外各地へ提案活動を実施し、むつ市のPRに役立ててはいかがでしょうか、市長のご所見をお伺いいたします。

質問の4点目は、むつ市の歴史と文化について。まず、むつ市の歴史と文化を後世にどのような方法で伝承していくのかということであり、今まさに進学や就職のためにむつ市を離れる市民がたくさんいらっしゃいます。逆に仕事でむつ市を訪れたり市民として新たに生活する人もたくさんいらっしゃいます。しかし、どちらの条件の方も、私自身もむつ市の歴史を詳しく知りたいと思っても、説明などを聞く場所も何かを展示している場所もありません。そして、むつ市の歴史や文化を正確なものとして伝えるためには学芸員が必要であります。むつ市を内外にPRするためにも早急に実行に移すべきと考えますが、歴史、そして文化をどのような方法で、または考えで伝承するのかのお考えをお聞かせください。

次は、この歴史文化を観光へつなげるべきということであり、前の内容と重複する点もありますが、むつ市には歴史を紹介するところや文化財を展示する場所がありません。先月斗南会津会のおそば会に参加させていただきましたが、そのときに聞いた話を一例としてご紹介いたします。

まず、むつ市と会津若松市は姉妹都市となっているが、会津の人たちは斗南藩の存在やなぜむつ市と姉妹都市なのか、わけを知っている人が少ないと言っておられました。会津若松市には、戊辰戦争の悲劇や新撰組として活躍された人々の遺品や人としての生い立ちなど、説明や展示品などによって観光の目玉として地域の活性化に役立てています。むつ市は、戊辰戦争後の会津人がこの地でどのように生きていったのか、青森県にどのようにかわり、明治政府の国づくりにどのような

影響を与えたのかなど、調査すればいろいろなことがわかるはずです。会津藩士と家族1万7,000人、その末裔の人たちは高齢なので、いろんなことを伝えるにはもう時間がない、貴重な品も探せばたくさんある、何とか自分たちが元気なうちに行動に移してほしいなどと話しておられました。

そのほかにもさまざまな歴史資料が文化財収蔵庫に眠っていますし、伝統芸能もたくさんあります。いきなり歴史資料館などを建設するような要望はしませんから、早急に調査研究のためのプロジェクトチームをつくり、将来は観光開発へつなげる取り組みを実行すべきと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

最後は、朝礼の必要性についてです。職場単位の朝礼を実施すべきと思うが、必要性について考えをお伺いいたします。

まず、前段で述べました市長の施政方針に職員の意識改革などの内容が数多く盛り込まれています。朝礼は必要か、必要でないかは、外部の私のような人間がとやかく言うことではないことは十分認識していますので、市長のお考えだけお聞きいたします。

以上、壇上から質問といたします。よろしくお願いたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 齊藤孝昭議員のご質問のうち第1点目、学校給食について及び第4点目、歴史と文化についてのうち、むつ市の歴史と文化を後世にどのような方法で伝承していくかにつきましては、教育長から答弁いたします。

まず、第2点目の歳入の確保についてのご質問にお答えいたします。議員ご承知のとおり、当市の財政は非常に厳しい状況に置かれており、自主財源の確保は喫緊の課題であると認識しております。

これまで行政用途に供する見込みのない財産については、むつ市財務規則及び普通財産随意契約売却基準等の基準に従って適正に売却し、歳入の確保に努めてまいりましたが、今後におきましても、透明性や公平性を欠くことのないよう市政だよりやホームページを利用するとともに、インターネットの活用を検討させていただき、適切な情報の公表や提供に努めながら、積極的に遊休資産の売却を進めてまいる所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、環境問題と地域活性化対策についてのご質問にお答えいたします。議員ご質問のカーボンオフセットを活用した旅行や遠足などのプランを作成し、環境教育の一環としたプログラムを市内の学校はもとより県外の学校など各方面へ提案してはどうかのご質問にお答えいたします。

このカーボンオフセットとは、市民、企業、NPO、NGO、自治体、政府等の社会の構成員が自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減、吸収量等を購入すること、または他の場所で排出削減、吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部または一部の埋め合わせを行うことであります。このようにカーボンオフセット制度につきましては、世界的にふえ続ける温室効果ガスの主な要因であります二酸化炭素の排出量削減のための取り組みの一つとしてこれをとらえ、活動を促進していかなければならないと私も認識しております。

議員ご質問の趣旨は、カーボンオフセットの試みの一つでありますエコツーリズムへの付加価値をつけて、むつ市への誘客の増加を図っていく考えはないかのご趣旨であろうかと思いますが、他の地域にはないむつ市独自の地域性を生かした

カーボンオフセットと組み合わせた観光行政、教育行政の向上を目標に、温室効果ガス削減の計画を考慮した環境対策とし、むつ市新エネルギービジョンとの整合性を図りながら、今後むつ市として具体的にどのような施策が可能なのか調査研究をしてまいりたいと思いますが、行政だけの取り組みだけではおのずと限界があり、観光事業者や農林水産団体等各般にわたる協力連携が不可欠でありますことから、まず関連する団体等とも相談し、研究を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、歴史と文化についての第2点、むつ市の歴史と文化をPRし、観光開発へつなげるべきのご質問にお答えいたします。最近の旅行は、観光客のニーズが多岐にわたっており、これまでのようにそこへ行ったという景観だけの企画だけでは旅行者の知的欲求を満たすことができなくなってきました。観光客は、旅先での歴史、風俗、文化などを知りたい、自分たちで歴史を味わいながら観光したいという希望があり、断片的に観光対策に触れるのではなく、あるテーマについて一連の流れを感じられるといった物語性も求めています。これは、物語性を感じることによって、自分が物語の中に入り込めるとか、知的な旅ができるといったことにつながっていくことが考えられます。

私が会長をしております下北観光協議会では、誘客のための資源開発も観光施策の一つに掲げており、歴史的なものの発掘にも力を入れ、平成9年には下北半島の観音様を訪ねていただこうと下北三十三観音札所巡り事業を起し、案内板や冊子の制作を手がけております。さらに今年度は、「しもきた歴史街道再発見」と題して、江戸時代後期、下北地域をくまなく漫遊した紀行家、菅江真澄を事業として取り上げ、彼の書き残した風景画や日記をもとに下北地域と彼とのかかわり合い

を映像、冊子として制作し、観光資源としての活用を考えております。

また、文化という面では、協議会の会員でもあるむつ市観光協会で、むつ市の夏祭りを飾るおしまこ流し踊り人材育成のためのDVD制作も予定されているようであります。いずれにいたしましても、歴史、文化等を観光商品として提示するためには、地元と遊離せず、きちんとした史実の積み重ねが必要であると考えております。これからむつ市の歴史とむつ市の文化を紹介し、観光資源として利用できるように考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、朝礼の必要性についてのご質問にお答えいたします。まず、当市では現在ほとんどの部署において、朝礼は実施されていない状況であると認識しております。しかしながら、業務に関する面からは、必要に応じて各部署でのミーティングを実施し、職員間の意思の疎通を図り、より効果的、効率的な職務の遂行に努めているところであります。また、職員の服務規律の確保という面からは、公務員としてあるまじき行為により引き起こされた事件が報道された際や、年末年始あるいは各種選挙執行の際における信用失墜行為の防止、法令遵守等につきましては、事あるごとに全職員に通知して注意を喚起し、綱紀の肅正に努めております。斉藤孝昭議員ご指摘のとおり、有形無形の効果が見込める朝礼は、組織内での連絡調整手段の必要な一つであることは十分認識しているところでありますが、窓口業務などの部署では来庁される市民の皆様の対応に影響を与えかねないこともあることや、朝礼自体がマンネリ化に陥りやすいという課題を含んでいることから、全庁的に朝礼を実施することは難しいものと考えております。

先ほども述べましたように、現在行われている各部署ごとでのミーティングや全職員に対する通

知をよりタイムリーで徹底したものにすることによって、庁内LANも活用しながら、職員間のコミュニケーション不足解消に努め、綱紀の肅正や効率的な行政運営、ひいては行政サービスの一層の向上につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 齊藤議員の学校給食に係るご質問にお答えいたします。

ただいま議員ご指摘のように、学校給食は児童・生徒の心身の健全な発達に資するほか、国民の食生活の改善に寄与し、学校給食の普及充実を図ることを目的としておりまして、1つには、日常生活における食事について正しい理解と望ましい習慣を養うこと、2つ目には、学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと、3つ目といたしましては、食生活の合理化、栄養の改善及び増進を図ること、4つ目といたしましては、食料の生産、配分及び消費について正しい理解に導くことなどの学校給食の目標が掲げられております。

議員ご承知のとおり、学校給食は今から120年前の明治22年、山形県鶴岡町のある小学校で貧困児童を対象に無料で昼食におにぎり、焼き魚、漬物を与えたのが学校給食の始まりと言われておりますが、現在では食の著しい環境変化による食習慣の変化で生活習慣病の若年化が進む一方、その反面では朝食を食べずに登校する児童・生徒がふえているのが現状であります。

言うまでもなく食事は命の源であります。発育途上にある児童・生徒の心身の健全な発達には事のほか大きな影響があると言われておりますし、また近年食育の中でも言われておりますように、学校給食を通して、給食の材料となる食材の流通を学んだり、生産者への感謝の心や人間として身につけなければならない基本的な

ことについても日常的に学ぶことができる学校給食の教育上の役割というのは大変大きなものと認識しているところでございます。

次に、2点目の給食費未納の対応策と今後の進め方についてであります。本市について申しますと、平成17年度を調査対象とした給食費未納調査の結果では、32校のうち9校に未納者が出ております。これをもう少し詳しく申し上げますと、児童・生徒数6,137人のうち未納者は31人で、0.5%の割合となっております。金額に直しますと、学校給食費の総額3億616万1,000円のうち、未納額が120万9,000円で、0.4%の割合となっております。本市の状況は、全国の数値を下回っておりますものの、県内では平均を上回る位置にありますことから、このことは大変憂慮すべきことと受けとめているところであります。同年の給食会計の決算報告は、単年度では赤字となっておりますが、当該校におきましては、食材の調達や献立の工夫を通して給食費の納入、未納にかかわらず、全員に対して区別することなく給食を実施してきているところであります。

給食費の未納者への対応は、学校によって異なりますが、校長名による督促状の発送が最も多い方法ということで対応しておりますが、そのほか学級担任や事務職員による電話や家庭訪問のほか、PTA会長や教頭先生が直接徴収に努めている学校もあります。私ども教育委員会といたしましても、給食費の徴収に苦慮している学校に対しましては、教育委員会名でも学校給食費についてのお願いという保護者あての文書を通して納入をお願いしているところであります。給食費の納入でお困りの保護者には、学校または教育委員会にご相談いただくよう記載しておりますので、相談があった場合には、他の制度の活用も視野に入れながら、解決方法を保護者、学校、教育委員会と一緒に考えていきたいと思っております。

現在のところ、各学校の懸命な取り組みにより、以前より改善が図られていると伺っているところではありますが、今後給食費の徴収の仕方に工夫するところがないかどうかなども含め、改めて給食費未納調査を実施する予定であります。その結果を見ながら、学校とともに対策を協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、むつ市の歴史と文化を後世にどのような方法で伝承していくのかについてであります。むつ市の文化財は、国指定重要文化財である下北の能舞を初め、県指定の二枚橋遺跡出土品や山車行事など、市指定の文化財と合わせますと42件を数えており、市民の方々の善意による民俗資料やその他学術的に価値の高い歴史資料等約9,000点以上収蔵保管しております。今年度は、むつ運動公園に隣接している呑香稲荷神社の奉納物俳諧額をここの平成20年1月9日付で市の文化財として指定したところであります。さらには、新年度には県指定の旧海軍大湊要港部水源地堰堤を含めた関係施設を国の需要文化財の指定に向けて準備を進めているところであります。各地域に伝承されている山車行事、歌舞伎、神楽、さまざまな祭典や伝統文化は、人々が心豊かで潤いのある生活を送るうえで大きな活力となっているところであります。少子高齢化社会の中、各地域とも後継者不足が懸念されており、後継者の育成が今後の重要課題であると認識しているところであります。

また、学校現場におきましては、戊辰戦争と関連させて、斗南藩についての授業を行ったり、日本種痘の先駆者中川五郎治氏、日本映画の巨匠川島雄三氏など、先人たちの功績を学ぶ時間を設けたり、学芸発表会の中では餅つき踊りや神楽なども演目に取り入れているところであります。さらには、世代間の交流として、わらじづくり、昔遊

び、昔話のお話会などを通して子供たちの郷土の生活文化、歴史文化に対する理解を深めるよう努めているところでございます。今後は、さらに文化、芸術の魅力や楽しさを知ってもらうため、本物の舞台芸術等に触れる機会をふやしたり、芦崎の鳥や動植物、宇曽利湖のウグイなどについての出前講座、文化財パンフレット作成、むつ市の歴史、むつ市史のダイジェスト版の作成、さらには変化しつつある貴重な風景や生活の様式を映像で記録し、保存することなども伝承の一つとして積極的に進めてまいりたいと考えております。

今後の文化行政を推進していくためには、何としてもこれまで収集してきた民俗歴史報告書などの膨大な資料の保管、展示のための施設がどうしても必要であろうと思っております。あわせて県内10市の中で専門職としての学芸員が配置されていないのも当市のみであり、資料の収集、整理、調査等、長期的な視点から考えた場合には、文化行政全般にかかる業務を日常的にこなしていく専門職の配置が不可欠と考えておるところであります。

郷土が生んだ芸術家の作品や貴重な文化遺産が鑑賞でき、各種調査研究や収集保存の拠点として、また市民文化の創造活動の発信の場にもなる仮称歴史民俗資料館の建設、整備を将来に見据えてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（齊藤孝昭） まず最初に、1点目の学校給食について再質問させていただきます。

今教育長が話をした内容は、よくわかりました。ただ、未納者の回収の方法について、学校の先生とか校長先生、教頭先生、またはPTAの会長さんというふうなお話がありました。その方たちは給食費を集める仕事は別に与えられていなくて、本来だれかがやらなければならないのは十分わか

っていますが、責任の所在がそれだとはっきりしないのです。何かあったときにだれが責任をとるのかというふうなことにもつながっていきますので、人数は少ないのはわかりました。ただその回収の方法について、やはり具体的に今後の方針を決めないとだめだと思います。そこで給食費の管理運営の責任はどこにあるのかということでお聞きいたしますが、教育委員会なのか、市町村なのか、それとも学校なのか、責任の所在がどこになっているのか、先にお知らせください。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 本当に学校だけにその未納ということの意味といいましょうか、我々はまずお金を徴収するというふうな観点からしますと、物理的な方法もあるかもしれませんが、やはりその中に子供がいるということをまず大変配慮しなければならないことがあるわけでございます。そういうことで、同じお願いに行くにいたしましても、担任の先生だけが行くのではなくて、担任の先生と子供の関係が、あるいはまた保護者の関係が気まづくならないような配慮もしながら時間帯を変え、また管理者と一緒に行ってみたいというふうなことで、特にその徴収ばかりでなくて、別な要件をつくって、その中の一つとしてお話ししていくという、本当に微妙な配慮をしているところでございます。先ほど申しましたように、それでもなかなかというようなことがあるわけでございます。

ただし私は、議員ご指摘のとおり、やはり学校給食の意味といいましょうか、意義みたいなものがまだまだ理解していただけない方も中にはあるのかなと、こんなふうなことでありますので、やはり根気よく私どものことも含めながら、私どもにもご相談なんかあるようでございますけれども、3者が一体となってやはりできるだけ少なくなるような方向で進めていきたいと、こんなふう

に思っております。

責任はどこにあるのかということでございますが、先ほど議員は、学校給食法の第6条をもってのお話でございまして、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とすると、こういうふうになっているわけでございます。最終的にはとなりますと、学校と保護者の関係ということになるわけでございますが、当面は一応校長先生にお願いしておりますけれども、やはり最終的には教育委員会でも考えていかなければならないことだろうと、このように思っております。ただ、今9校が該当するわけでございますけれども、大変額の大きい学校と、ほとんど少ないところもあるわけでございます。その強弱に応じて鋭意対応してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（齊藤孝昭） わかりましたが、学校給食の設置者は、ではどこになりますか。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） 設置者というのは、第6条にも述べてありますが、義務教育諸学校の設置者の負担とすることがございますから、むつ市ということになると。要するに教育委員会ということになるかと思います。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（齊藤孝昭） 私は、教育委員会ではなくて、むつ市だというふうに思います。設置者は、あくまでも教育委員会ではなくて、むつ市であります。教育委員会は権限ないはずで。ということは、その徴収の義務はむつ市にあるわけで、学校の先生たちやPTAの会長さん、教頭先生にはその回収の義務はない。だれに指示されてやっているかといったら、今の教育長の話では校長から指示されてやっている。何かあったときは、校長先生は責任とれません。そこのところを市長、どうい



うふうに考えているのかをお願いします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 市長ということでのご質問でございましたが、私のほうから若干お答えを申し上げたいと思います。

設置者は、市長ということになろうかと思えます。学校も同じでございますので、その附属施設というふうな格好で、単独方式あるいは共同調理方式というふうな格好で調理場が設けられています。そのそれぞれの調理場のセンター長、調理場長にはそれぞれの学校長が当たっているというふうなことでございまして、施設については市で設置しておりますが、その運営についてはその学校、いわゆるセンター長に、それぞれの学校で給食会計が設けられておりまして、一般会計を通すことなく、それぞれの学校での会計として処理されているというふうなことでございます。ほかの自治体では、一般会計を通して市のほうから補てんしているというふうなこともあるわけでございますけれども、本市の場合は、それぞれの学校での給食会計ということで行われているというふうなことでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（齊藤孝昭） 将来のことなのですが、給食費の未納が都会のほうでは大はやりで、払わない人がだんだんふえていると。ちょっと言葉がふぐあい失礼しました。そういう方たちがふえた場合、行政としてどうしても対応ができなくなった場合、私の夢ですが、義務教育が終わるまでは給食費公費負担というふうなことをもしできるのであればやってほしいなということを考えております。財源は何になるかわかりませんが、親が給食費を払わなくても、今のところは配慮して食べられるようにはなっていますが、ふえた場合、そういう場面ができなくなる可能性もあります。で

きれば将来公費負担で給食費を払えるような財政状況になってもらえればよいなというふうに思っておりますので、市長、もしそんな時期が来たらどんなことになるのか、もし今答えられるのだったらお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） それもまた一つの齊藤議員のお考えかと思えますけれども、私はこの給食費につきましては、今ちょっと、ただいまのご質問の中で認識を新たにした部分もありまして、大いに学ばせていただいた部分もございまして、ただ、給食をすべて公費負担ということのご提案とお聞きいたしましたけれども、やはり子供たちの食事、その部分は親がしっかりとその食費を払っていくというふうな形の考え方も、これは現前としてあるわけでございますので、すべて公費というふうな形のお考えには私はちょっと今の時点では疑問に思うところでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（牧野正藏） そういうことを既にやっておられる町村があるようでございますけれども、ただこのように市という大変大所帯になりますと、これは大変なのかなと思っているわけでございます。文部科学省あるいは私どもの学校、未納はどうしてなのかというふうな校長先生たちの調査集計が出ているわけでございますが、校長先生の目から見てでございますけれども、経済的な理由からだという考え方もありますし、あるいはまた保護者のモラルの問題であると、規範意識の問題であると、それが欠けているのだと。大体経済的な問題と、それからモラルが欠如しているということの半々ぐらいでございまして、やはり私はそういう納めない人がということですのですべてを網羅した形で市が負担するとかということには一足飛びには行ってほしくない。やはり受益者負担と

いうことの原理をきちっとしていくことが私は今後子供たちが将来生きるうえでは大事なことではないかなと、こんなふうに思っています。一気にはいかないまでも、もう少し研究させていただきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（齊藤孝昭） ありがとうございます。

では、2点目の歳入の確保について、ちょっと話題を変えさせてください。先ほどの市長の答弁でいきますと、公表できるものはしているのだと、簡単に言えば、そういうふうになっているのですが、当然市民の立場でも、私たち議員の立場でも、どこにどんなものがあるのかというのが全然今の状態でいくとわからないわけです。何の目的があって買ったというのも、過去に購入したやつはわからないのです。それをできれば公表していただけると、その不動産に対してこんなことができるのではないかと、こういう目的に使えるのではないかとという提案もできるので、できれば本当は全部お知らせできればいいと思うのですけれども、そのお知らせできない理由が私ちょっと理解できませんので、再度その不動産に関して、全部公表できるのかできないのか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 歳入確保の関係で、これまでも遊休地についてはさまざまな手法で売ってまいりました。例えば旧川守町保育所跡地、それから旧むつ消防署跡地、それから旧教職員住宅2カ所を売ってまいりました。現在は、残っているものが、今平成20年度の予算に提案いたしました旧海老川町団地跡、それからあとは旧大湊野球場の跡地が若干4,000平米ほど残ってございます。現在も遊休地についてはほとんど売却してしまっていて、現在売れるところは、この2つしかございま

せん。ただ、その他の土地につきましては、例えば保育所用地の将来的な再編計画の中で、保育所をどこに持っていけばいいのかということで、新町保育所、新町地区に用地は確保してございます。この程度でございます。よろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（齊藤孝昭） 遊休不動産というふうに言ってしまうので、そういうふうな答えになったと思いますが、市が持っている、今使われていない不動産というふうなことだと公表できますか。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 現在使われていない土地については、公表できます。例えば今シルバー人材センターがありますけれども、あの土地、建物もむつ市のものです。それから、商工会議所が現在あります土地もむつ市のものです。それから、もう一つ、新町にあります旧職業安定所の隣の土地も建物も市のものです。こういうものは、当然公表しようと思えばできますので、検討させていただきます。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（齊藤孝昭） ぜひお願いします。

壇上でも言いましたけれども、売り払いするための条例がありまして、一昨年の大湊新町の野球場については、その条例ぎりぎりの売却ということで、私たちは全然わからなかったのです。それをたまたまある場所で聞いたので、一般質問をしたらそんなことだったというふうなことも過去に例があります。ぜひそういうリストをつくれるのであれば、当然公表して皆さんに渡してもいいのではないかとこのように思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

次は、3点目の環境問題と地域活性化対策については、カーボンオフセットを活用して調査研究

してもいいなというふうな答えでありました。時間をかけてでもいいですので、これはぜひやってほしいなど。今後の下北半島全体のことも考えて、見本になった取り組みになればすごくいいことになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4点目の歴史と文化の継承ということであります。私会津若松市との姉妹都市の関係についてヒアリングしませんでしたので、市長、これに関して答弁しませんでした。平成20年度はむつ市から会津若松市に姉妹都市交流で行く年になっています。市長は何回も行っていると思ひますが、やはり向こうはその歴史を使った観光行政ということで、すばらしいものも持っていますし、人もかかっています。片やむつ市はどうかということ、そういうのは全然なくて、比べるつもりは全然ありませんが、最低でもこの程度はあってもいいのではないかというふうなことは行くたびに思ひます。ぜひ会津若松市と姉妹都市だからやってほしいというわけではありませんが、当然そういうのも歴史の継承ということで必要なことだと思ひますので、取り組みをお願ひしたいと思ひます。これは答弁要りません。

そこで、学芸員の話を選びましたが、教育長は県内の10市の中で学芸員がないのはむつ市だけということをおっしゃられていました。この学芸員の必要性について、今後どういうふうを考えているのか。本当に必要だと思ひているのだったら、取り組み実施しなければならないし、必要ないというのであれば、今後も学芸員を雇わなければいいし、どちらなのか、答弁をお願ひします。

○議長（村中徹也） 教育部長。

○教育部長（新谷加水） 学芸員のことについてお答弁いたしたいと思ひます。これまで以前の本会議でもこの学芸員のことについては、たびたび話題になっているところでございますけれども、保

存収集、整理、あるいは展示、そういうことをやっていく、日常的にそういうふうなことをやっていくということのためには、やはり専門の学芸員がどうしても必要だということがございます。それも我々の希望としては1人ではとてもこれは困難で、専門のところの中世なのか、古代なのかというふうなこともございます。その埋蔵文化財というふうなこともございます。そういうことではなかなか1人の専門性に頼るだけでは難しいということもございます。

それから、むつ市自体にも学芸員の資格を持っている方もいるわけですが、資格だけではなかなか難しい。経験も必要で、それからいわゆる学究的な取り組み、そういうふうなことに興味を持って、それを専門的にやっていける人、こういうふうなさまざまな資質も必要になってくるということもございますので、持っているからといって、その人にお願ひするというのもなかなか難しいという状況もございます。さまざま文化財収蔵庫にかなりのものが収蔵されて、むつ地区、それから川内地区に収蔵庫がございまして、そのほかに二枚橋の遺跡については大畑小学校のほうにかなりの収蔵物があるということもございまして、そのほかに脇野沢地区にもございまして、それからさまざま学校、佐助川小学校のほうに保管されている分もございまして、こういう放題なものを整理して展示するような格好まで持っていくということをお考えますと、できるだけ即戦力の学芸員ができるだけ早く必要だろうというふうなことは思ひうわけでございますけれども、なかなかまたこれを臨時的に雇うということも難しい状況にございまして、県のほうにも問ひ合わせて、そういう方がいないかどうかというふうなこともお聞きしているのでございますけれども、私どもの雇用条件に合うような、そういう人たちもなかなか難しいということがございまして、そういうことではある程

度のお金をかけながら、そういう専門の方を雇用して、若い人たちを研修して育てていくということもまた一方ではやっていかなければならないということで、非常に難しい状況の中にはあるわけですが、これは先ほど歴史民俗資料館というふうなお話も出たわけですが、こういうふうなものをつくっていくためにも、取り組んでいかなければならない問題であろうというふうに考えております。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（斉藤孝昭） しつこいのですけれども、文化財収蔵庫の問題は、大分前からたびたび出ていると思いますが、ただの倉庫に物をただ積んでいるだけで、毎年その管理費として百何十万つけて、紙類のものは日干ししたりとか、その中の整理をしたりとかというだけの取り組みになっています。果たしてそれが歴史的にすばらしいものなのか、そうでないものなのか、ただそこに入れておけばいいものなのかという判断も全然やられていません。そういうところは、公費をかけてもやるべきだと思いますし、万が一雪の重みで屋根が壊れたとかとなって、大事なものがなくなった場合は、もう取り返しがつかなくなるわけです。なので、ぜひ人のことですから、予算要求も必要だと思いますが、市長部局、市長といろんな話をしながら、ぜひ早期の取り組みをお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（村中徹也） これで、斉藤孝昭議員の質問を終わります。

午後2時5分まで暫時休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 浅利竹二郎議員

○議長（村中徹也） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。22番浅利竹二郎議員。

（22番 浅利竹二郎議員登壇）

○22番（浅利竹二郎） ご指名をいただきましたむつ市政クラブの浅利竹二郎でございます。むつ市議会第195回定例会に際し、一般質問をさせていただきます。市長並びに理事者各位におかれましては、特段のご答弁をお願いいたします。

質問の第1は、後期高齢者医療制度についてであります。平均寿命が世界一となった今、何とも皮肉にも一生懸命頑張った人たちを支える後継世代が激減し、そのことが直接の原因となって家族関係や国家財政崩壊の事態を招いております。年をとったら楽隠居ができるといった時代ははるかな昔話となり、老後といえども自己責任、いわゆる自分の懐の範囲内で分相応の介護なり医療、治療を受けなさいということであります。その前提としては、保険料は確実にいただきますよ、年金からというのが平成12年度からの介護保険制度の施行であり、今春4月から施行の後期高齢者医療制度ということになります。後期高齢者に該当するほとんどの市民の皆様は、ささやかな年金を唯一の収入に、つめに明かりをとますような年金生活を余儀なくされているわけで、今回の医療制度改正には多くの方々が関心も不安も抱いておりますので、制度の施行を前に確認の意味で次の点についてお伺いいたします。

1点目は、後期高齢者医療制度について、制定の経緯及び制度の概要についてお伺いいたします。

2点目は、被扶養者の保険料の取り扱いについて、特別対策の措置がとられているとありますが、そのことについて具体的にお伺いいたします。

3点目は、慢性疾患治療を行う医療機関を1カ所に限定するという治療上の制約について、その意味するところについてお伺いいたします。

4点目は、市民に対する周知徹底についてであります。既に市政だよりでの案内はありましたものの、該当者が75歳以上のご老人がほとんどで、少ない年金収入からの保険料徴収でありますことと、制度の改編で受診要領や手続に戸惑う場面も予想されますので、あらゆる機会をとらえての市民に対する周知徹底が必要と考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

以上、4点につきよろしくお伺いいたします。

質問の第2は、観光開発についてであります。むつ下北の経済は、1次、2次産業の低迷で、頼るところは観光、サービス業等に代表される3次産業に負うところが大きいです。地域経済を活性化するためには、とりもなおさず観光開発が大命題であると言えます。下北半島は、国定公園に指定された景勝の地であり、一般的な観光資源には恵まれていますものの、函館山の夜景のように、滞在型の観光資源に欠ける嫌いがあるうえに、交通アクセスの不備、地元宿泊施設の受け入れ態勢不備及びPR不足等各種の要因がふくそうし、いま一つ決定打に欠ける国定公園であり、観光地であります。これらのことを勘案し、むつ市の観光開発につき次の点をお伺いいたします。

1点目は、JR大湊線の直営存続決定の意義と新幹線新青森駅開業効果を取り込むための具体的施策についてであります。新幹線新青森駅開業を目前に、開業効果をいかに取り込むかは喫緊の課題であります。開業と連動し、JR大湊線の行方が取りざたされておりましたところ、昨年11月24日、JR直営での存続決定がJR東日本本社より発表されましたことは、まことに喜ばしい限りであります。在来の東北本線が青い森鉄道に移管される中、JR直営での存続が決定しましたこと

は、むつ下北地域住民の利便性の確保や新幹線効果を最大限に取り込み、観光客引き込みの動脈となり得るものであります。そのことにつきまして、JR直営存続決定の意義と今後新幹線開業効果を取り込むための具体的施策についてお伺いいたします。

2点目は、芦崎湾の潮干狩りについてであります。今般下北の春の風物詩として、従来とは違った観点から観光事業の一環として企画するようですが、その概要についてお伺いいたします。また、過去の潮干狩りの入場者数と入場料金の実績もあわせてお伺いいたします。

3点目は、釜臥山中腹にありますNHK中継基地を活用した観光コースの開発についてであります。NHK中継基地には、保守点検用車両が往来できる山道が整備されており、大湊新町から比較的容易にハイキングや散策に利用でき、天橋立を連想させる芦崎と陸奥湾内や下北半島、北海道が眺望可能な一級の観光資源であります。近い将来、宇曽利バイパス開通の見通しもあることから、重要文化財に指定のアーチ式ダム、総監部内の北洋館をリンクして観光コースとして整備をすれば有望と思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

4点目は、総監部構内に所在する北洋館の活用であります。旧海軍の施設を利用した重厚なたたずまいは、アーチ式ダムとともに重要な文化財であり、また館内に保存、展示されている資料は、海上自衛隊を紹介しているもののほか、戦前日本国が嘗々として築き上げた北方警衛のありようが詳しく記されているなど、歴史的価値に富んだ資料ばかりであります。ただ、惜しむらくは、基地構内に所在していることから、警備の観点で自由な館内見学が制限されている向きもあり、観光コースとしての開発はいま一つであります。このことにつきまして、観光開発の観点から、総監部に

協力を要請する必要を認めますが、市長のお考えをお伺いいたします。

以上、4点につきよろしくお伺いいたします。

質問の第3は、少子化対策についてであります。現在あらゆる社会問題の根幹をなす要因は、少子化と高齢化に尽きると言っても過言ではありません。合計特殊出生率、これは適齢期の女性が生涯に子供を産む数でありますけれども、青森県の数値で1930年、これは昭和5年ぐらいですけれども、1人が6.32人産んでおりました。2003年には1.35人と激減しております。高齢化対策につきましては、介護、後期高齢者医療制度等で取り上げられておりますので、今回は少子化の観点からお伺いいたします。

1点目は、結婚の促進についてであります。少子化とは、子供の生まれる度合いが少ないということから、単純な発想としては、その度合いを多くする、すなわち結婚を促進するの一言に尽きるわけでありまして、世の中の順序として、出産に至る前段に結婚があるわけでありまして、いかんせん社会現象とも言うべきか、晩婚化が一般化し、40代の未婚男女は格別珍しくないであります。

晩婚の要因は、いろいろ考えられますが、まずは女性の社会進出が進み、結婚よりも仕事に生きがいを見出し婚期を逸するケース、次は男性側の問題として、積極性と覇気に乏しい男性像をかいま見ることができます。一人っ子で親には大事に大事に育てられ、欲しいものは労せず入手できた子供時代には、生存競争とかたくましさという言葉からは縁遠いところで成長しています。そのことが遠因で、人生の決定的な場面でも消極的な姿勢に終始するような気がいたします。

さて、それらの問題をクリアして、なおかつ縁遠い男女が何と多いことか。適齢期の男女に「何で結婚しないの」と聞きますと、ほぼ100%「縁

がない」「出会いの場がない」「機会があれば結婚したい」との答えが返ってきます。すなわち、出会いの機会があつて、縁があれば結婚してもよい、結婚したいと考えている独身者は多いのであります。ある職場では、定期的に出会いの場、いわゆる合コンを開催し、成果を上げていますし、全国的にも自治体が音頭をとっているいろいろな企画を実施する向きもありますので、我がむつ市においても積極的な企画または支援の考えはないか、少子化対策の一環としてお伺いいたします。

2点目は、妊婦健診についてであります。いざ結婚、日夜励んで射とめた子宝、母子とも健康で出産を迎えたいものであります。さて、母体保護に必要な妊婦健診は、妊娠自体が病気とみなされないために医療保険の適用外で、原則経費はすべて自己負担となっております。そのため、経済的な理由などから一度も健診を受けず、最後に病院に駆け込む飛び込み出産も問題化しております。結婚、妊娠、母子ともに健康で安心して出産できる環境づくりも必要です。国では、少子化対策として、妊婦健診も含め、女性としての交付税措置を施しているとしておりますが、実施の細部については各自治体の裁量にゆだねられているため、妊婦健診に対する助成の金額、回数に大きなばらつきがあるようであります。そこで、妊婦健診に対するむつ市の実態についてお伺いいたします。

3点目は、出産育児一時金受領委任払制度についてお伺いいたします。いざ出産、退院の段になっての頭痛の種は出産費用の準備であります。出産育児一時金として退院後支給されるとはいうものの、一時的にしる、数十万円を準備しなければならず、家族にとって経済的、精神的に大きな負担となります。

さて、そのような家族の救済として、出産育児一時金受領委任払制度という市から直接病院に支払う制度もありますが、この制度の利用状況はい

かがとなっているのでありましょか。退院費用を工面するのに苦労したという話をよく聞きますので、妊婦の人たちにこの制度が周知されているのか疑問があり、お伺いをするわけでありませ。

4点目は、児童手当制度についてお伺いいたします。逐次改正を重ね、現行は平成19年4月1日から施行になり、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る意味で、3歳児未満は一律1万円、従前の倍増となり、3歳児以上では2子まで5,000円、3子以上からは1万円、小学校卒業までとなっております。さて、国としても少子化対策の一環として支援の強化を図ったと評価すべきでありましょか、現実問題として、子供に金がかかるのは、中・高生、そして大学生の世代であるわけですから、少なくとも義務教育の中学校卒業まで児童手当の枠を広げるべきと考えませ。親が第2子、第3子と子をもうけるのにちゅうちょする最大の原因は、詰まるところ家計の問題にあるわけですから、思い切った施策を施さない限り少子化傾向に歯どめをかけることは困難でありましょ。そのことについて、市長のお考えをお伺いいたします。

以上、4点につきよろしくお伺いいたします。

質問の第4は、国道338号の冬期危険路面の改善についてであります。釜臥山の山ろくを迂回しながら通る国道338号には、S字カーブや急カーブの箇所が多く見られ、冬期間スリップ事故が後を絶たない状況にあります。特に宇田町の食堂やぶ忠付近から桜木町方面に抜ける道路は、狭隘かつS字カーブの悪路で、冬期間車両交通には難渋を極めております。また、石橋地区、自衛隊の大湊航空隊の前の国道も急カーブで冬期間のスリップ事故が懸念される箇所であります。これら危険箇所の路面に対し、スリップ対策としてカラー舗装の必要性が認められませが、このことにつき、国道を管理する県に強く要請していただきたく市

長のお考えをお伺いいたします。

以上、大きくは4項目について壇上より質問させていただきます。細部につきましては、回答をお聞きしたうえで再質問、要望させていただきますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 浅利議員にお答えをいたします。

まず、後期高齢者医療制度についてのご質問の第1点目、制定の経緯及び制度の概要については、民生部長から説明をさせませ。

ご質問の2点目、被扶養者の特別対策についてであります。被用者保険の被扶養者の方については、後期高齢者医療制度に加入することにより、今まで負担したことの無い保険料が新たに賦課されることから、その負担を軽減するといった観点から加入日の前日に被扶養者であった方の保険料につきましては、加入後2年間は所得割が賦課されず、均等割額も半額となる措置が講じられませほか、平成20年度におきましては4月から9月までは均等割額が免除され、残りの10月から3月までの保険料につきましても均等割額の9割が軽減されることになりませ。

次に、ご質問の3点目、治療上の制約についてであります。平成20年4月からの診療報酬の改定により、医学管理料、検査料、画像診断料、処置料を包括して請求できる後期高齢者診療料が新設される見込みとなっております。これは、医師が後期高齢者を総合的、継続的に病状を把握する取り組みを評価するものですが、この診療料を算定し、請求するためには、患者の同意を得る必要があること、必要な研修を受けた高齢者担当医を常勤させること、対象疾患が糖尿病、脂質異常症、高血圧性疾患、認知症等であること等さまざまな要件をクリアしていなければなりませ。また、

他の医療機関での診療スケジュールも含めた診療計画を作成し、心身にわたる総合的な評価や検査を通じて患者を把握し、診療しなければなりませんし、慢性疾患治療を行う医療機関を1カ所に限定するというではありません。

この診療料を請求するための要件が多いこともあり、どこの診療所や病院が対応する予定なのか、医師の研修がいつ行われるのか等、今のところ全く示されていない状況にありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、市民に対する制度等の周知徹底についてであります。広域連合においては、テレビスポット放送を民放3局で計120本が3月までに放映されるほか、青森放送ですが、2月17日から毎週日曜日朝7時25分から3分程度で特集を組み、計4回の放映を実施いたしました。新聞においても、3月16日に地元3紙に5段抜きで掲載される予定になっております。また、制度開始後の4月以降もテレビスポット放送等は継続して実施する予定になっております。また、国におきましても、3月中旬からテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等を活用し、集中的に広報する予定になっております。

市では、10月25日号及び2月8日号の市政だよりに掲載したほか、2月25日号の市政だよりに青森県後期高齢者医療広域連合で作成したパンフレットを折り込みしたところであります。また、2月6日のむつ市納税貯蓄組合連合会の総会の席をおかりし、説明会を開催したほか、老人クラブ等3団体からの要請で説明会を開催する予定となっております。

浅利議員ご指摘のとおり、新しい制度でありますことから、このような団体からの要請があれば、できるだけ対応していき、今後も制度の周知徹底を図りたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、JR大湊線の直営存続決定の意義と新幹線新青森駅開業効果を取り込むための具体策についてのご質問にお答えいたします。JR大湊線は、下北地域住民にとって通勤、通学、通院など日常生活に不可欠な交通手段であるとともに、豊富な観光資源を有する下北地域への誘客のための重要な路線であり、唯一の鉄路でもあります。今回JR直営による存続が決定されたことの意義は、大変大きなものがございます。私どもも将来にわたってJRによる存続が図られるよう地元として利用促進に努力していくことはもとより、強風対策、青い森鉄道との接続問題など、利便性の向上を促していくことが必要であろうと考えており、今後とも青森県鉄道整備促進期成会など関係各機関と連携しながら、JR東日本に対する要望活動などを粘り強く展開してまいりたいと考えております。

また、新幹線新青森駅開業効果を取り込むための具体策についてであります。私が会長を務めております下北観光協議会では、平成19年から平成23年までの5年間は新幹線を念頭に置いた周遊ルート整備、情報発信、資源開発、そして受け入れ態勢整備という4つの柱に力を入れていきたいと考えており、具体的には四季を通じた体験メニュー、下北半島エコツーリズム、観光客のための観光ガイド育成、下北地域をくまなくめぐっていただく湯めぐり・食さまいラリー、地産地消のための名物料理開発、さらに着地型商品開発などを考えており、新幹線新青森駅開業のチャンスの効果的に取り入れていかなければいけないと考えておるところであります。

次に、ことし行われる芦崎湾の潮干狩の概要と過去の実績についてであります。ことしは下北の春の風物詩として県内外からのお客さんにも楽しんでいただくとうむつ市漁業協同組合、むつ商工会議所、むつ市観光協会、下北地域広域行政事務



組合消防本部にむつ市も加わり、むつ市芦崎湾潮干狩り実行委員会を組織し、オブザーバーとして参加いただいている海上自衛隊大湊地方総監部、海上自衛隊大湊航空隊、むつ警察署、下北地域県民局地域連携部地域支援室及び地域農林水産部むつ水産事務所とも協議を重ねた結果、大潮とゴールデンウィークが重なった数年に1度の好機を生かして、開催日を連休中の5月4日としております。例年2日間の日程を1日限りの開催としたことから、当日の開放時間は午前7時から午後2時と時間を延長することとしております。また、一般車両の会場乗り入れは禁止されるものの、観光客への利便性を考え、市内に宿泊している潮干狩り目的のお客様については、宿泊所が用意したバスで直接会場へ乗り入れることができるようにしております。

さらに、海上自衛隊大湊地方総監部との協議により、会場ではホタテラーメンなどを検討中ではありますが、地場産の温かいものの飲食ができることになると伺っており、「むつ市のうまいは日本一」を味わっていただきたいものと期待しております。

また、実績につきましては、会場へ直接の乗り入れができなくなった平成16年からは4,000人前後と減少しておりますが、それまでは例年6,000人を超えており、パブル期の昭和60年には1万人近くの参加をいただいております。入場料は、真砂町からシャトルバス乗車料込みで前売り券が1,300円、当日券が1,500円となっております。いずれにいたしましても、明治11年から開催されていたという記録もあり、毎年お越しになられる県内を初め岩手県、秋田県等からのお客様はもちろんのこと、多くの皆さんに歴史のある潮干狩りを楽しんでいただきたいものと考えております。

次に、NHK中継基地を利用した観光コースの開発についてのご質問でございます。下北地域に

は、川内川渓谷遊歩道、宇曽利山湖畔遊歩道、がんかけ公園遊歩道、尻屋崎遊歩道、薬研渓流遊歩道といったトレッキングあるいはハイキングコースがございます。さらに、釜臥山を初め横浜町の吹越烏帽子、佐井村の縫道石山、大畑地区の燧岳、東通村の月山など、魅力のある山々が点在し、四季折々の自然に親しむことができます。現在釜臥山のハイキングコースとしてむつ運動公園西側の荒川地区から入山し、観光道路を經由して頂上へ登るルートと、むつ市釜臥山スキー場からのルートが一般的であり、昨年も耐久遠足等で年間2,000人程度の市内児童・生徒に利用されております。

近年のハイキングや登山ブームにより、こういった観光コースを選択するお客様もふえております。しかし、登山やハイキングによって山道周辺の植生の荒廃が著しく、深刻な問題が起きているのも事実でございます。これらのコースの整備は、どこまで、どの程度行うかということが問題になりますが、場合によっては生物モニタリングをも含めた自然環境調査、環境アセスメントなどを行う必要があります。これは、自然保護を優先という考え方を基本に、自然を守るということが大前提ということであります。したがって、ハイキングコースにしても登山道にしても、新しいルートをつくるということは慎重に考えなければならぬだろうと思われま。議員ご指摘の国道338号大湊バイパスから入山するコースは、NHK中継所への専用道路ということもあり、現在のところハイキングコース等の整備は考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

次に、北洋館を観光コースとして開発するために総監部へ協力体制の要請をしてはどうかというご質問についてであります。現在海上自衛隊大湊地方総監部内にございます北洋館は、大正4年に海軍大湊要港部の海軍士官の社交場水交社として

建てられたもので、北洋館としては昭和56年に開館し、この建物と昭和35年の旧海軍大湊水雷団開設から現在まで、北方の海上防衛をテーマに貴重な資料約800点が展示されており、外装は釜臥山から採取した石材を用いた当時としては珍しい洋風の建築物と伺っております。歴史的な価値としては、昭和54年に日本建築学会大正、昭和期の名建築として指定されていることを考えましても、貴重な建物と言えるものであります。

さらに、旧大湊第一水源地堰堤は、大正10年に完成した日本最古のアーチ式ダムで、青森県指定の文化財でもあります。現在は、水源池公園として桜の開花する5月にはお花見会場として多くの市民が集う場所でもございます。

北洋館を含めた水源池公園周辺は、私が会長を務めております下北観光協議会のパンフレットへの紹介のほか、大手旅行会社の観光コースにも組み入れていただいております、利用者数も伸びていると伺っております。今後も海上自衛隊大湊地方総監部と連携をとりながら、観光資源としてPRに努めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、少子化対策についての第1点目、結婚の促進についてのご質問にお答えいたします。女性の社会進出が常態化している中において、特に若い世代を中心とした結婚観の多様化が結婚を阻害する一因となっている一方、日本社会の10年を超える経済情勢の低迷は、ちょうどその時期、結婚適齢期となる世代に大きな影響を与えております。それは、就職難を引き起こし、優秀な人材であっても仕事につけない、またはついたとしても賃金単価の低いパート社員にしかねないという現状であります。経済的基盤を確立できないことが結婚をためらう要因となっているとも言われております。

浅利議員は、結婚のための出会いが少ないとの

見地から、市でもそのような出会いの機会をつくれないかとお尋ねであります。国の調査によれば、独身男女の9割以上が、いずれ結婚したいとの希望を持っているとのことでもありますから、出会う機会さえあれば結婚に結びつく可能性があるわけでもあります。しかし、地域での触れ合いが希薄化している現在、なかなか出会いに結びつかないのが現状であります。ここに問題があるわけでもあります。私は、地域でのきずなをしっかりと育てることが地域福祉の向上につながるのと考えてありますし、若者は地域でのサークル活動やボランティア活動に積極的に参加をして、同じ価値観を持つ相手にめぐり合ってもらいたいと念じているところであります。地方自治体の中には、出会いを応援するイベント等を開催しているところもあるようではありますが、結婚を阻害しているものを取り除くのも自治体の役割であろうと考えております。女性が就労しながら子育てができる環境の整備、地域での活動を通じたきずなの醸成に努めることが、ひいては出会い提供、結婚、そして出産の支援に結びつくものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、妊婦健診についてお答えいたします。人口減少が現実となり、少子化対策が国の戦略として重要性が増す中、何をなすべきなのか、現実性のある対策が望まれるところでありますが、少子化対策は国及び地域の未来への希望につながる最も重要な施策であると認識し、妊婦健康診査についても、その施策の一つであると考えます。

母子保健法では、妊娠期や出産には予期できない自体の発生リスクが常に伴うことから、妊娠した場合には、妊娠届を出すことが義務づけられております。市では、母子健康手帳の早期取得の啓蒙に努めるとともに、在宅助産師による妊婦家庭訪問事業等で母子の健康状態を確認しながら、適正な妊婦健康診査の受診について指導していると

ころであります。

母体や胎児の健康管理に欠かせない妊婦健康診査については、これまで公費負担で受けられるものは2回までとしていましたが、異常がないことを確認するためだけに健診にお金を払う余裕がないことから、健診を受けずに出産を迎える未受診妊婦の増加が指摘される中、国では昨年1月と10月の2度にわたって5回程度の公費負担を各自自治体に要請してきたところでもあります。しかし、1月末は既に自治体の予算査定が終了した時期でもあり、公費負担の拡充が受診率向上や未受診妊婦の解消につながるのかという懐疑的な意見もあることなどから、全国的に各自自治体の足並みがそろわず、公費負担による妊婦健康診査は全国平均で2.8回でありました。しかし、本市においては厳しい財政状況の中にあっても少子化対策を進めていかなければならないという思いから、予算執行の合理化を図るなどして、青森県唯一、市として昨年4月から妊婦健康診査5回への拡充を実施したところでもあります。産婦人科医によりますと、妊婦健康診査は13回から14回が望ましいとされており、5回に拡充してもまだ半分以上が自己負担であります。平成20年度からは、青森市ほか7市町村が14回実施する予定であり、さらに拡充する自治体が広がっていくものと思われますことから、むつ市においても実施できるよう努力してまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、出産育児一時金受領委任払制度についてのご質問にお答えいたします。国民健康保険における制度の利用状況であります。平成18年度は出産育児一時金支払い件数94件のうち42件で、40.7%、平成19年度は2月末現在で80件のうち53件で66.3%が受領委任払いによるものでございます。なお、制度の周知につきましては、医療機関の窓口申請書を備え、制度についての説明を

お願いしておりますが、今後とも市政だより等で周知徹底を図ってまいります。

次に、児童手当制度についてのご質問にお答えいたします。この制度は、児童を養育している父母等に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。これまで児童手当法の改正については、少子化対策の一環として子育ての経済的負担の軽減として大きな施策となっており、これまでに幾度となく改正がされてきました。平成16年4月に支給対象年齢が義務教育就学前までから小学校3学年修了年度末までに拡充され、平成18年4月には小学校3学年修了年度末までから、小学校6学年修了年度末までに拡充されており、さらに平成19年4月には、3歳児未満対象支給額が5,000円から1万円に増額されたところがあります。

児童手当制度は、現在国が行う子育て支援策のうち、経済的負担の軽減という意味においては基幹をなす制度であり、これらの制度の拡充については、国民の理解のもと、国の責任において実施すべきものと考えております。当市の平成18年度の児童手当の支給額は、3億2,514万円となっており、そのうち市の負担分は9,963万円であり、これを市が独自で中学校卒業まで支給したとしますと、さらに1億2,330万円の負担が新たに生じることとなり、市の財政を大きく圧迫する要素となります。現時点では、市が単独で実施することは困難であるということをご理解賜りたいと存じます。

次に、国道338号の冬期危険路面の改善についてのご質問にお答えいたします。ご指摘の宇田町から桜木町のS字カーブ及び大湊航空隊前のカーブは、冬期間の自動車運転においてスリップ事故が懸念される危険な箇所であることについて認識

を同じくするものであります。これら危険箇所の事故対策として、議員お話しの滑りどめのカラー舗装が考えられるわけではありますが、道路管理者であります県にお聞きいたしましたところ、これまで国道338号小川町、松山町等の交差点部分、国道279号二枚橋地内、国道279号中野沢地内ゆずりあい車線部分、国道338号川守町地内の大湊小学校付近に危険箇所の解消を図るための施工実績があるということで、二枚橋地内の施工後は、現地状況を見た方々からの施工要望が多く寄せられるようになっているということでもあります。

宇田町から桜木町のS字カーブ交差点部分につきましては、事故対策としての施工要望が多いことから、予算確保が非常に厳しい状況であります。滑りどめカラー舗装を約170メートルの区間において実施すべく平成20年度の配分予算の中で調整を図りながら、複数年で施工する方向で検討したいということでもあります。

また、大湊航空隊前のカーブにつきましては、今後の交通状況等を見て検討していきたいとのことでもありますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 浅利議員ご質問の1点目、後期高齢者医療制度について、制定の経緯と制度の概要についてご説明いたします。

まず、制度制定の経緯についてであります。現行の老人保健法では患者負担を除いた医療の給付を市町村が行う一方、その財源は公費と保険者からの拠出金により賄われております。しかしながら、拠出金の中で現役世代の保険料と高齢者の保険料が区分けされておらず、費用負担関係が不明確であり、かかった費用についても、そのまま保険者の負担として請求される仕組みとなっております。そのため、保険者が保険料の決定や給付を行う国保や被用者保険と比較して財政運営の責任が不明確であると指摘されておりました。

また、75歳以上の後期高齢者については、生理的機能の低下や日常生活動作能力の低下による症状が増加するとともに、生活習慣病を原因とする疾患を中心に入院による治療が増加するなどの特性を有しており、その心身の特性等に応じたサービスを提供する必要があります。

このような問題点を解消するため、高齢者世代と現役世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とすることや、保険財政基盤の安定をさらに図るため、都道府県を単位とした広域連合を設立して運営を行うこととされたものであります。

次に、制度の概要についてであります。この制度は75歳以上のすべての方と65歳以上の広域連合の障害認定を受けた方が加入する独立した医療制度でありまして、生活保護受給者等の適用除外者を除き、今まで加入していた国民健康保険や被用者保険の資格を喪失し、この制度の資格を新たに取得することになります。平成20年度の加入者数は、青森県全体では16万7,000人、むつ市では7,300人を見込んでおります。被保険者証、いわゆる保険証は1人に1枚交付され、保険料も一人一人に賦課されます。保険料は、均等割と所得割とで賦課され、青森県の場合は、均等割額が4万514円、所得割率が7.41%であり、低所得者に係る軽減措置後の1人当たりの平均保険料は4万6,374円と全国一低い保険料となっております。また、主に年金からの特別徴収によって保険料を納めることになり、来る4月から徴収されることになっております。ただし、被用者保険の被扶養者の方は10月からの徴収となり、普通徴収の方については、7月に送付される納付書により保険料を納めていただくこととなります。

医療給付につきましては、現行の制度と同様の給付が受けられるほか、新たに高額介護合算療養費や葬祭費が新設されておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 22番。

○22番（浅利竹二郎） ありがとうございます。  
それでは、いろいろご説明いただきましたけれども、再質問をさせていただきます。

まず第1の質問の後期高齢者医療制度についてであります。医療機関に支払う医療報酬を包括払いと、定額制ということになっておりますけれども、要するに患者にどんな検査や処置をしてもお医者様への報酬は一定額以上支払われないということであると思います。それで、これは下世話に勘ぐれば、定額内での処置や検査しかしないということにもとれるというか、医よりも算術というようなことにならないのかということについて伺いたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

包括払いにより定額内での処置や検査しか受けられなくなるのではないかとのご質問であります。すべての診療所や病院が後期高齢者診療料を算定するというではありませんし、患者本人の同意も必要なことから、従来どおりの受診を希望する方は従来どおりの受診方法となり、病院側の請求も従来どおりとなりますので、浅利議員がご心配しているように、必要な検査や処置が受けられなくなるということはないものと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 22番。

○22番（浅利竹二郎） そうならないように願っております。

それで、後期高齢者の件について、もう一件お尋ねします。慢性疾患患者の治療を行う医療機関を1カ所に限定とありますけれども、かかりつけ医を決めなさいということでありましょうから、そこは脇野沢地区とか川内地区等遠隔地の方々がかかりつけ医を持ちにくい地域の人がおりますよ

ね。こういう人たちは、直接むつ総合病院で受診することはできるのかできないのか、そこら辺をお聞きします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（佐藤吉男） かかりつけ医を持ちにくい地域の方はどうするのかとのことでございますが、さきに申し上げましたとおり、そもそもこの診療所や病院が高齢者担当医を置いて対応するのか等が不明でございます。今のところは今後の動向を見守るしかない状況でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 22番。

○22番（浅利竹二郎） 質問の第1の後期高齢者医療制度についてですが、新聞の紙面を引用しまして、ちょっと要望いたします。

「75歳以上は、生きていくために医療の助けを最も必要とするときだ。人生の最後に命や生活が粗末にされないよう十分な配慮と不安のない制度の再構築を求めたい」としたある新聞の論評を披瀝しまして、質問の第1を終わります。

第2の質問の観光開発について要望いたします。芦崎湾の潮干狩りを単なる漁協の一行事としてではなく、下北の春の風物詩として5月連休に日程を設定いたしましたことは大いに評価できると思います。そこで、一步踏み出し、潮干狩りを起爆とし、春の下北半島の魅力を全国に発信してもらいたいと。先ほどご説明ありましたが、過去最高の1万人の記録があるようでございますけれども、少なくともこの記録を更新してもらいたいというところであります。そのためには、まず県内外の人々が潮干狩りの前後に気軽に立ち寄れる観光資源、観光コースの開発整備が急務であると思っております。幸いJR大湊線の直営での存続が決定したことであり、今後とも関係機関が一致協力し、継続した行事として定着するよう要望いたします。

第3の質問の少子化対策について再質問いたします。宮下市政のキャッチフレーズであります「子どもは地域のたからもの」とか、「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」とは、子供たちの笑い声に満たされた社会であり、地域であってこそ達成されたと言えます。子供を産みはぐくむ環境づくりに、さらに妊婦健診の助成を促すとか、その他いろいろありますけれども、むつ市独自の施策を施す考えはないのか、再度お伺いいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 浅利議員のむつ市独自の施策を施す考えはないのかとのご質問でございますけれども、現在市では子育てと仕事の両立支援というふうなことで、保育所への障害児の受け入れ、さらには延長保育の拡充、地域子育て支援センターの開設、また市内10カ所近くでの放課後児童健全育成事業、つまりなかよし会、こういうふうなものを現在のところ実施しております。子育てにかかわります保護者の負担の軽減策としては、保育料の軽減措置、こういうふうなものを講じているほか、財政面では特に特別保育事業に係る経費、放課後児童対策費というふうなことで、現在非常に多額の財源を投じて子育て支援のその充実を今図っているところでございます。

また、今後仮に庁舎移転、これが議会のほうで議決をいただき、移るというふうなことになるますと、この開放スペースのところに仮称でありますけれども、キッズプラザというふうな形で、今その検討を重ねているところでございます。例えばよく都会のほうでは1人で赤ちゃんを保育していながら、さまざまなその地域のきずなが非常に薄いというふうな中で、よく言われるのが公園デビューをする親子、お母さん、それから赤ちゃんというふうに、公園デビューというふうな形でよく伝えられます。例えば仮称でありますけれども、

このキッズプラザというものが実現したならば、その部分においてはむつ市内、この周辺の子育ての方々がキッズプラザデビューという言葉で表現されるような場所にしていきたいなど、こういうふうな形で今案を検討しているところでありますので、ご理解をいただければと思います。

また、次世代育成支援対策推進法、国で制定いたしました。この部分におきまして、地域行動計画の後期計画の作成、これが義務づけられておりまして、この後期計画を子供と家族を応援する日本ということで、平成21年度は当市でも素案の作成、住民への情報公開、これを経て完成させたいと、こういうふうに思います。今後より多くの子育て世代の皆さんからのご意見を賜り、また今その庁舎移転につきましても、現在のところ子育て世代の方々1,500人のアンケート結果も集まりつつありますし、大体2,500から3,000世帯という子育て世帯を対象にしたアンケートを今進めているところであります。それらをよく踏まえながら、この庁舎の中に将来的にキッズプラザデビューというふうな形の環境づくりもしていくのがこれまた行政の一つの役割でないのかなと。そういうふうなことで、財政的な部分でかなり多くの負担をしていると、負担というよりもかなり多くの財政についての配慮をしているということと、今後その庁舎の中での、仮称でありますけれども、キッズプラザ、そういうふうなところで子育て支援を十分していきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと、思います。

○議長（村中徹也） 22番。

○22番（浅利竹二郎） わかりました。今後とも少子化対策につき、市長として意を用いてもらいたいと要望しておきます。

第4の質問の国道338号の冬期危険路面の改善についてでありますけれども、先ほど前向きにご

検討いただけるとのご回答でありますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

午後 3 時 15 分まで暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 7 分 休憩

午後 3 時 1 5 分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

富岡幸夫議員

○議長（村中徹也） 次は、富岡幸夫議員の登壇を求めます。19番富岡幸夫議員。

（19番 富岡幸夫議員登壇）

○19番（富岡幸夫） むつ市議会第195回定例会に当たり一般質問を行います。

このたびの定例会は、宮下市長におかれましては、市長になって初めての平成20年度施政方針を示す定例会となり、さぞかしこれまでの政治生命の中で新たな思いで臨まれ、合併後の市民に対しての自らの考えを示し、むつ市長長期総合計画に照らし合わせ、地域の将来を模索し、市民のために邁進していこうという気持ちでいっぱいであると察するところであります。ぜひとも地域発展の牽引役として確かな地域形成をなされんことを切に期待するところであります。

それでは、質問に入りますが、今回の質問は、本庁舎移転計画についての1点であります。この問題は、前市長の突然の提案に端を発したものでありますが、宮下新市長が事業を継承していくということにより、これまで5回の審議会並びに旧町村を含む地域全体で2度にわたり住民説明会を

開催してきました。これまでの定例会においても同僚議員が同様の質問をしておりますが、つい先般行われました2回目の説明会で、経費と財源も示されておりますので、次なるステップへと進まれることと思ひ、ここに至った経過をどのように受けとめられておられるのか。そして、宮下市長が情報公開や広報広聴の充実を図っていくとして、主役である市民の声を聞いてきた出前講座、市長への手紙やメール等紹介していただき、これまでのスケジュールについて理事者側の評価はいかなるものかお示しくださればと思ひます。そして、今後の計画の見通しについてもお知らせください。また、市民に対して新たに示していくものがありましたら、ともにお願いをいたします。

次に、工事の着手に向けた段階へ進めていくことについてであります。これまで庁舎移転にかかわる理由や概要は、最初の説明会で、そして工事費等の積算額は今回の説明会で示されました。しかし、このたびの平成20年度予算にその工事費等の関係費用が計上されず、予算書には移転費の項目が廃目になってのっております。理由は、次の質問とも関係していると思ひますが、予算に計上しなかったわけは何か、お知らせください。

そして、次の質問は、現在のむつ市の財政事情をかながみて、庁舎移転計画がどうなるかであります。市長も施政方針で述べられているように、当市の現況は財政再建真ただ中でありまして、今置かれている状況といえ、財政赤字に窮して、すべての事業を凍結させなければならないと言っても過言でないであります。市長も施政方針で、平成20年度は健全化法制が施行され、従来であれば準用財政再建団体の一步手前の段階であり、当市にとっては正念場の年であると認められております。このような状況の中で、住民説明会をこなし、市民からの声を聞き入れたとしても、このまま事業を進めていいものかどうか疑問に思うの

は、私だけではないはずであります。

地域の状況はといえば、長引くどころではない、氷河期のような景気の低迷、さらには格差拡大による雇用不安など、全くプラス要因が何も見当たらない中で、私どもが入る庁舎だけが新しくあずましい建物になるということでいいのでしょうか。この段階で本当に市民のためにと称し、今投資をすることが市民にとってみんなが喜ぶことになるのでしょうか。

ちょっと振り返ってみると、決して多いとは言えなかった各所の説明会の開催、私には市民が冷めているのか、あきらめているのか、どちらかではないか、そのように見えて仕方がありません。今立ちどまる勇気を持って時間をかけ、総合判断をし、見直すは見直すこととすべきであります。これまでの事業の進め方は余りにも拙速で、他市の庁舎建設の例からしても、このスピードはあり得ない状況です。庁舎も、その位置を変えることも百年の計に立ち、腰を据え、改めてじっくりと検討を重ねていくことが私は肝要であると考えますが、計画の変更の意思があるのかお尋ねをします。

最後に、必要になる経費についてお伺いします。2月の半ば過ぎに実施計画が上がり、移転費等一部経費を除き、18億円相当の金額が計上され、土地、建物の取得費を合わせますと27億5,000万円と示されました。この計画の改修費は、私には実施設計以前の概算の段階でおよそ15億円ぐらいだろうと言われてきたことからして、経費が予想以上にかかるのであれば、工事費を1割ほど上乗せさせ、総額で二十七、八億円にしたものと考えられるものでありまして、悪意にとるものではありませんが、他の一般の事業計画に置きかえて考えてみますと、損益分岐点のいっぱいのところ、これ以上であれば事業が成り立たない上限ということになりますから、改修費はこの辺の金額でと

も受けとめられるのであります。現に盛り込んでいないという経費があるのですから、いたし方のないことだろうと思います。

そして、経費圧縮のために、現状において使えるものは使うということで、一部盛り込まれていない経費と、まだ見えてこない経費等もありますから、それらを合わせますと30億円を超す事業になると思えるのですが、いかがでしょうか。

私には、どうしても28億円を超えない上限ありきの見積もりであったと思えて仕方がありません。私であれば、この事業はもうとっくに考え直さなければならない事業であると思えるのです。ここまで来たから、もう引き返せない事業と思うのではなく、将来の孫子の代のことまでも考えますと、負担を残すことになりかねません。以上のことから、総合的に検討し直し、代案を用いていく考えはないのかお伺いします。

私は、ここで立ちどまっていただくことを前提に申し上げたいと思いますが、地域の将来を考えるいろいろなアイデア、対案があつていいと思うので、後に参考になるかどうかわかりませんが、私なりの対案を申し上げたいと思っております。

以上質問とし、答弁をよろしくお願いをいたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 富岡幸夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、冒頭で初めての施政方針、そして予算というふうな形で、私にとりまして敬愛する富岡幸夫議員から励ましの言葉をいただいたというふうなことで、意を強くしてこの事業は進めていかなければいけないものだと冒頭に申し上げさせていただきたいと。さまざまなご意見をお伺いし、そして進めていくべきものだということをも冒頭にお答えをさせていただきたいと思っております。



細かく回答をさせていただきます。本庁舎移転計画につきましては、公募市民3名を含めました20名の委員によりまず審議会の答申を得て、まず本庁舎移転基本計画を策定し、新庁舎に移転していく上での基本理念と、庁舎として備えるべき機能について基本的な考え方をまとめまして、それを昨年8月の第1次説明会で市民の皆様にお示したわけですが、4会場、5回の開催で合計268名の方々の参加を得ております。壇上では、富岡幸夫議員が少なかったのではないかなと、こういうふうな感想を申し上げられましたけれども、私はこの第1次説明会に非常に多くの方々にお越しをいただき、さまざまなご意見を述べていただいたということは、これまでこのむつ市行政の取り組みの中ではなかったものだと、これを自ら評価するのはおかしいのですけれども、そういうふうな評価をしていただきたいと、このように思います。

また、10月下旬号の市政だよりで市民アンケートを実施いたしました。それには228件のご回答をいただいております。さらに今回庁舎エリアの整備内容と開放エリアの整備方針について、5会場6回にわたって第2次説明会を実施し、合計で137名の参加をいただいております。

新庁舎は、直接住民が利用する施設となることから、市民への説明責任をしっかりと果たすべくこれまでいろいろ手段を用いて丁寧に説明し、真摯に対応する姿勢を心がけてまいりましたが、説明会での発言者の数、アンケートや市のホームページに寄せられたご意見の数を合計しますと、400件以上に上っており、その中で回答を希望する方には、市の移転方針について真摯にお答えしております。

また、開放エリアの整備につきましても、子育て支援の部分について、実際利用されることとなる立場の親御さんにアンケートを実施し、現在のところ1,200件以上のご意見をいただいております。

今後それらのご意見を踏まえて、さらに市民の使い勝手のよいものとする整備案を立ててまいりたいと考えているところであります。

これまでの説明会の中で出されたご意見の中で、移転に反対される方の多くは、市の財政状況を憂え、庁舎移転経費が今後の赤字解消に与える影響を危惧するものでしたが、庁舎移転問題が急遽浮上した経緯とその財源として寄附金がある部分について疑義を持ち、ご納得いただけない方もいらっしゃいました。一方、アンケートでは移転に賛成の方、または容認する方からの建設的なご意見も多くいただいております。これまでのご意見はすべて市のホームページで公開させていただき、また一部市政だよりでも紹介させていただいたところであります。

今後本庁舎移転計画は、実際の移転に向けた重大な局面を迎えることとなりますが、これまでどおり広く市民の方々のご意見を積極的に伺っていく基本的姿勢は貫いていく所存であります。

ご質問の2点目の今年度予算に工事費等関係費用を計上しなかった理由につきましては、さきの新谷泰造議員のご質問の折にお答えしたとおりでありまして、開放エリア部分の整備方針がまだ検討過程にあること、また庁舎部分の移転については、財政再建を第一義として考えた場合、初年度約6,000万円の一般財源が必要となるものの、電源立地地域対策交付金の一部について推移を見守らなければならない状況を考え合わせた結果でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の財政事情による計画変更はあるのかとのご質問と、4点目の改修費用増による代案はあるのかというご質問につきましては、一括して答弁させていただきます。

新庁舎の改修は、華美なつくりとせず、必要最低限の改修をもって市民の利便性を整えていくということを基本としております。移転に係る費用

は、移転基本計画、8月の説明会、そして今回の2月の説明会でも一貫しておりまして、既に支払い済みの土地、建物の取得費9億5,000万円と、設計費改修工事費、備品費、移転費及び現庁舎の解体費の合計で約27億5,000万円と試算しております。今後移転時期が延びれば、それだけ資材費の高騰、人件費の変動が懸念され、多少の上下が考えられますが、いずれにせよこれまでお示した額の範囲内での移転を目指したいと考えております。

なお、この額には開放エリア部分の設計費や内装費用、照明、空調関係を整える費用は含まれておりませんが、その財源についても今後整備方針を煮詰めていく上で一般財源からの持ち出しをできるだけ少なくすることを基本に据えて検討していくこととしておりまして、開放エリアにはまだ時間を要する状況でありますので、庁舎の移転時期と同時に開業かということについては、柔軟に対応してまいりたいと考えているところです。

金谷地区に現本庁舎が建てられましたのは、田名部町と大湊町が合併して3年後の昭和37年12月で、両町を結ぶ中間地域という意味がありました。その当時市庁舎に求められていたものは、本来的な行政機能と議会機能を効率的に機能できる場であったと思われませんが、それから45年余りを経て、地域社会のありよう、地域行政のありようも大きく変化しておりまして、市庁舎に求められる機能としても、市民とともに地域社会を築き上げていく拠点としての機能が求められていると認識しております。

また、市庁舎の位置がまちづくりに大きな影響を与えるということは、四十数年前と比べた現在の金谷地区、中央地区の町並みの変わりようが示しているものと思います。したがって、旧アークスプラザを本庁舎とすることは、新たな枠組みとなった新むつ市が行政、議会、市民が一体と

なって歩いていくという発展ある基本姿勢を示す拠点を、さらに道路アクセスのよい場所に最少の経費で整えることができる絶好の好機であるという思いに揺らぎはありません。庁舎移転の推進については、当初予算に計上できなかったことで、一時立ちどまった感は否めないところでしょうが、今後さらに移転経費を精査し、赤字解消に影響を与えない財政的なめどが立った時点で本庁舎移転を早期に実現したいという考えに変わりはありませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 19番。

○19番（富岡幸夫） 審議会並びに住民説明会への感想をいただきました。決して少なくはない、数多くの声を聞いてきた、このような答弁でありました。現場へ赴くことが、その思いのあらわれなのか、出てこられなかったから、手紙やらメールやら、その辺で対応をしてくれている市民なのか、この辺は私はちょっと判断できませんけれども、私も一般の説明会にも2度ほど出席させていただきましたし、その声も聞いております。賛成の意見が多くないということは当然であると思いません、同意をしているわけですから。ただ、反対の意見については、やはりかなり厳しい意見、または移転がもう決められたのだという認識の中で、あの建物をどういうふうに使っていくかということについての意見が私は結構2回目の説明会でされたときには、そういう細やかな意見があったのではないかと、こう思っています。

それで、私は審議会ものぞかせてもらいましたが、いささか私の思いからすると、専門的な、例えば建物の強度とか、あの建物がどういうふうに変っていくのかというようなこととか、それらの意見というのはなかなか出てこないのです。要するに一般の人には想像がつかない。こういうことがあって、アンケートやらいろいろ合わせますと、1,200件ほどのそういう声があったと

いうことで評価をしていると、これは結構でしょう。しかしながら、私はここまで来るいきさつについて、突然の移転表明、これらについては、亡くなられた杉山前市長のことを申し上げることは余りよくないかもわかりませんが、やはり杉山前市長が合併時点で触れなかったことについて、寄附の行為があるからということによって、その行動に出られたときに、市民の方は拒絶反応を起こしている方のほうが多かったと私は思うのです。現に私もそうでした。職員の皆さんでもそうでないでしょうか。疑問を持っておられた職員の方、かなりいると思います。

確かに現庁舎は危ない、合併してから市民サービスに欠けている、さまざまな現庁舎の問題はあるだろうと思います。しかしながら、移転ありきという言葉は余り使いたくないのですけれども、先ほども壇上で使いましたけれども、どうしてももう行ってしまおうのだという中で声を聞くということに終始してきたのではないかなと、こういうふうに私は感じているのです。要するに一般の人たちが庁舎というものはどういう形であるべきなのか、まちの中心となる庁舎の思いというのは、突然出されても困る話なのです。それらのことを、この2年間ぐらいを経過してきたときに、宮下市長が議長職でいるんなことを聞いてきたと思いますけれども、トップになられて説明会を開催して、本当にそれだけでいいのかどうかという思いは、若干当初の思いと違っているところはあると思います。その辺のところの気持ちを少し、吐露はないかもわかりませんが、お願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） これまでの経緯、審議会等のあり方、それから突然の表明というふうなこの部分、私も当時は同僚議員としてさまざまな思いを持ちました。そこで、この今現職に、この立場にならせていただいて、そしてやはりこれはその

部分を払拭していかなければいけないだろうというふうな思い、それがまず一つあります。それから、議会の流れの中で議決をし、そしてその部分のまた一つの流れもございませぬ。そういうふうなことを総合的に考えますと、やはり市民の方々に対しての説明が足りないと、その説明責任が果たされていないというふうな部分で私は情報公開をし、そして市民の声を多く聞くべきであると。この基本の、私の選挙の際の大きな政策、公約の柱でもありましたその部分において、これを努めていかなければいけないだろうというふうな思いで説明会を開き、そして説明会においてになることが不可能な方々には市政だよりを通じて市長への手紙、そしてさらにアンケート、そしてメール、そういうふうな形で、さまざまな多くの方々にこの議論に入っていただくべく、そういうふうな努力をしてきたつもりでございます。やはりそれは、先ほど富岡幸夫議員もお話をしましたけれども、移転ありきというふうなことではなくて、これから移転の重大な局面を迎えてくるわけでございます。それらを理解してもらうために、私は必死にそれに取り組んで、説明責任を果たすべく頑張っているというふうな形でございます。

説明会でも非常に多くの方々からご批判もいただきました。そのご批判の中心となる部分は、やはり財政の問題でございます。そして、財政の問題については、やはりその懸念されている部分、それを私はしっかりと受けとめて、むやみに入りの部分、歳入の部分の部分がしっかりしない時点においてのこの予算計上は芳しくないだろうというふうな、これは非常に大きな選択をしたわけでございます。そういう意味で、総合的にその部分をお考えいただければご理解ができるのではないのかなと、こういうふうに思います。

審議会では、なるほど私は審議会に出席したことがございませぬでした。就任して間もなく、そ

の審議会の報告をいただきました。その際に、富岡幸夫議員が審議会を傍聴なさったようでございますけれども、その段階では想像がつかないというふうなことは、やはりそのとおりだと思います。そういうふうな部分もまとめまして、私は第2次の説明会では、よりビジュアルに、市民の方々がわかりやすいように、例えば庁舎に入ってきたらどういうふうな形で流れていくのか、そしてより立体的な形でご説明を進めたつもりでありますので、それによって多くの方々の理解が深まっていると、こういうふうな思いを現在しているところであります。基本的には、財政の運営がこういうふうな芳しくない非常に苦難のときに、無理して移すべきなのかというふうな議論を十分に私はしんしゃくし、当初予算がこのような形になったということでご理解をいただけるものでないのかなと、こういうふうに思います。

○議長（村中徹也） 19番。

○19番（富岡幸夫） 住民説明会での市民の思いが違えば、解釈が違えば、なかなかその接点が出てこないものですから、それはそれとしながら、これからもその辺を市民の意見をきちっと胸にとどめながら進めていくということにすればいいのではないかなと、そう思います。

実は、説明会にいらした方で、専門的にあの建物のことについて心配をしておられるという方が私の知っている方でありました。本人は、いろんな問題点があるよというようなことで、手書きで私にこういう案ずるその思いを箇条書きにしてくれたものがあります。それは、説明会のときにも、きちっと旧アークスプラザの疑問点とか、そういうことで紹介されているものに関係するもの、多々あると思います。現にそれらを勘案しながら、今回の実施設計についてはプロポーザル手法によって業者を決め、それで提案がされてきたと、額までも決められてきた、こういうことであります。

私も別に専門的な知識は全くありませんけれども、思い描くと、この前の説明会などでスクリーンで拝見しましたけれども、果たして執務の効率上がるような庁舎になるのかなというような思いがしてなりません。というのは、経費のことは後で言いますけれども、その執務環境で、例えばあそこはフラットですから、強度をつけるためには壁を利用するという説明もありました。基本的には、見通しのいいフラットな庁舎になるということであります。しかし、市長、本当にフラットで見通せて職員が仕事しやすい環境かどうか、私はわかりませんね。疑問です。というのは、職員の方々、私は役所の仕事もしていませんし、会社でこもることが多いものですから、自分で仕事していますけれども、フラットになって皆さんがいれば監督されている側、または市民から見られる側、そしてあの建物で日が当たらないで、職員の執務の環境が本当にいいのかと言われると、40年間あの建物で仕事をするという、これから入ってくる方もいるわけです。非常に疑問があるなど、こういうふうに思っていますが、その辺の環境的なところを、市長の思いを聞かせてください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 耐震の部分につきましてもちょっとご懸念がありましたので、私の知り得る範囲の中でお話をさせていただきますれば、やはり今現庁舎、震度5強とか6というふうな形での、その部分では非常に危険な状態であるというご認識は共通の認識をお持ちだと、こういうふうに思います。そして、旧アークスプラザ、あの建物はどういうふうな状況なのかということをお知らせすれば、たしか強度の部分で、普通の、要するにこれからは庁舎というものは防災拠点でなければいけないと、私はこういうふうな強い認識を持っております。意識も持っています。その意味からして、要するに予定のあの建物、庁舎として予

定されているあの建物、その強度の部分はどうかというふうなことも説明会で質問もたくさん出ました。その際には、強度を1.25掛けて、1.25倍にしてその強度が足り得るものなのかどうかというのがその根拠になっているようでございまして、その部分でもしっかりと設計図、それからあとそういうふうなものを総合的に勘案すれば大丈夫であるという判断でございます。

さらに、壁がつけられるという部分もありましたけれども、その際はやはり柱を抜く部分があります。例えば説明会でも話がありましたように、議場中央に柱がございますので、その柱は取り除かなければいけない。その部分では耐力の強い壁をつくらなければいけませんし、はりなんかも渡さなければいけないという説明もありました。

それから、執務の効率ということでお話をさせていただきますれば、私かつて議員時代、総務常任委員会で、平成14年ころだったでしょうか、今議場におられる先輩議員等々、総務常任委員会で視察をいたしました。大分県杵築市だったと思います。その部分もやはりかつてはまちの中にあったショッピングセンター、3階か4階建てだったと思います。その部分で、そこから撤退をして郊外に出ていったというふうな部分、それを市のほうで買い上げて、そしてそれを庁舎にしたという例がございまして、私も当時拝見したときお聞きしましたら、非常に仕事の効率が上がったと。壁の中で仕切られて、部屋の中で執務をするよりも、そういうふうな形で非常に業務効率が上がったというお話をお聞きしました。そのとき臼杵市も日本一の市役所を目指すのだということで、そのテーマのもとで行政視察をさせていただきましたけれども、そのとき、ああ、なるほど、こういう形で壁で仕切った部屋の中で執務するのもまたそれもそれ、それまたその壁を取っ払ってワンフロアの中で見られる側、見る側というふうな形の表現

をなさいましたけれども、市職員は常に見られる側として公務員としてその執務を遂行するというふうなもの、やはり市民サービスに欠くことのできない要素であると、こういうふうな思いをしておりますので、業務効率、これは当然上がってくるし、職務に精励できるものだと、私は実体験の中からもそういう思いをしているところであります。

光の部分は、説明会でもお話をしましたように、明かり窓をとりますし、周辺に窓をつけてという形で採光の部分でも十分気を使って、その中でも省エネの中で進めていきたいと、こういうふうなことでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 19番。

○19番（富岡幸夫） 執務環境やらあの建物を有効活用していくという考え方について、若干見方が違えばなかなか意見が合っていないということもいたし方のないことだと思います。

市長が今示されました防災拠点、私これから対案を申し上げたいと壇上で申し上げましたけれども、防災拠点が大事だから、私は私なりの対案をもって、そのことを図りながら、ちょっと仮の形を想定してみました。

実は、本庁舎を移転しなければならない理由、これはもう先ほど触れました耐震の問題、それから市民サービスの問題、駐車場含めて、それから庁舎が狭いと、市民サービスですね、これらのことが主だということでもあります。これらが解消されれば、どういう形になるかというようなことを想定すると、私は防災拠点なるもの、旧アークスプラザではヘリコプターがおりられるようなこと、救急患者もこの前運ばれたという実績も出てきましたし、結構なことだと思います。しかしながら、私がこれから申し上げる対案というのは、この所有している今の場所で、要するに

移らなくても十分やっていけるというようなものの考え方です、基本的には。

といいますのは、庁舎移転が出されたというようなことがあったとしても、宮下市長が市長になられて最初の定例会の議案は、長期総合計画というのが最初だと。私は、その場で一番最初にここに立たせてもらって質疑もしました。前回は運動公園の総合計画について質問をいたしました。これらはまちのあり方について、思いがあるからやったつもりであります。基本的には、市民がここから出たときに、うちのまちはと、こう言えるときは、やはり市の中心となる市役所というものがどういう形であるかということが大事だと思うのです。

防災拠点についてでありますけれども、あえて病院からその拠点を移すといえますか、そういうことは私はしなくていいのではないかなと思っているのです。病院が近くにあるのに、市役所が、この場所から、その防災の関連として必要な最も関連の深い施設がお互いにここにきちっと保てているのに、あえて向こうへ移って、それが可能だからということで、その核をつくっていくということなのでありますけれども、私は今回の議案の報告にもありました体育館の、これは直接関係ありませんけれども、体育館がかなり老朽化しているというようなことからして、あそこの位置と体育館の位置とむつ総合病院の関係というのは、100メートルないのです。いずれ財政が好転してくれば、それらのまちづくりの計画でいろんなことを考えていかなければならないと、こういうふうになるわけで、私は体育館を利用している方には一時的に大変不便をおかけするのかわかりません。体育館の場所に6階建てぐらいの庁舎を建てるとすれば、防災の拠点というのは屋上にヘリコプターもつけるということになりますし、庁舎と病院を渡り廊下でつなぐということも可能になるので

す。民地がありますから、直接というわけにはまいたらないかわかりません。金谷公園、これをうまく活用するのかどうかということもあります。体育館の位置からすると、むつ総合病院の地下に通ずるような形になるわけです。

それで、わかりやすく、例えば30メートル真四角の建物だとすれば、およそ30メートル、30メートルですから、900平方メートルに1階がなるわけです。市民サービスを考えて、1階と地下はそれより少しふやすというような形で6階建てにいたします。およそ7,500平米です。今庁舎が危ないとされている部分は3,600平米余りであります。私は、この場所に建てて工事は2期工事とするようにして、危ないものはとりあえずそこで建て直すという考え方につくと、体育館はなくなります。ただ、体育館は将来旧アークスプラザのところに立派なものをつくればいいのです。仮の姿は旧アークスプラザの半分を、例えば武道場、または卓球、バスケットボールはどうかわかりませんが、それら合宿施設、これを備えるというようなことにすれば、運動公園から旧アークスプラザの場所までおよそ300メートルです。十分運動施設としてあそこは将来の市長が言う何かしらで財源を稼いでいかなければならないということでは、将来のスポーツ施設が拡充していく可能性が十分出てくるだろうと、こう思うわけです。そして、その新しい建物が防災の拠点として、十分この場所がそのまま活用できるということになります。

その説明会での問題点の中に、第二田名部小学校、または下北文化会館、これらの施設について、総合的に災害時には公共施設の活用ということで市民救済も重要になるということもうたっているわけです。そうすると、やはりそれらがここにきちっと盛られているということは、もう現実であります。将来、今危ない分だけをやるというよう

なことで、ただやれば、私は先ほど移るために30億円を超えるのではないかという話をしました。

実は、合併して各地で庁舎が建てられているいろいろな例があります。それらのことも調べてみました。常に新しい建物は、防災センターを兼ね備えております。そして、私どもも行政視察で東京のあきる野市または福生市、福生市はもうできたと思いますが、あきる野市の完成した庁舎も見てまいりました。金額もおよそ聞いてきたつもりですけれども、改めて今その建物を建てるとすればどれぐらいかかるのかということになりますと、先般でしたか、新築の場合はおよそ50億円の経費がかかるだろうという見積もりを積算したということで答弁されたこともありました。現実的に1平米、ほとんどのところが35万円程度でできるということであります。要するに7,500平米があって、35万円で作ったとすれば26億円です。平米40万円かかったとして30億円です。そして、これからあの旧アークスプラザに移って、将来どれだけの耐久性があるかということになると、これはいささか疑問であります。10年たつと、必ずコスト、経費がかかってくる。現に冷暖房から空調の設備、すべて入れると非常に効率の悪い建物です。やはり新築しておられる各地の庁舎は、それらのことを全部網羅してきちっと防災センターを拠点として執務効率の上がるような建物をつくっているのです。

1つご紹介をしたいと思います。三重県の鈴鹿市。建物はちょっと規模が大き過ぎます。15階建てであります。それで、延べ床面積は2万6,000平米、15階建てですから、かなりのものであります。それで90億円です。これはちょっと質問が全部一緒になってしまえば非常にとらえにくくなるのですけれども、この鈴鹿市は完成が平成18年なのです。この庁舎を建てるのに組織を立ち上げたのが平成5年なのです。何と13年、14年かけているの

です。どこの地域でも、やはりその市民の顔となる、市民が胸を張って我が市役所はというようなものについては多くの時間をかけ、多くの方々に協力をいただいて新しい顔をつくっているということがあるわけです。

我がむつ市の場合は、杉山前市長が千載一遇のということでありまして、宮下現市長も、もうこれは進めるべきものだというふうに思っているわけですけれども、私はありきありきで来たものについては、市民が声を挟めるところというのは本当に少ないと思うのです。ですから、将来我がむつ市のあり方について申し上げれば、きちっと問題点を整理しながら、着実にその整理の部分の積み重ねでもって新しい顔をつくるというようなことをしていただきたいと思っているのです。ですから、私は立ちどまる勇気が必要だと、こういうふうに申し上げているのです。その辺の例を紹介しましたけれども、ご感想をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 富岡幸夫議員からは、対案としてさまざまな案が示されたわけでございますけれども、私はこの場でその案に対しましての反論を申し上げる立場でもないと思いますし、またその詳細につきましても意見を申し上げる立場ではないなと、こういうふうに思います。ご意見として、ご提案という部分で、富岡幸夫議員はこういう考えをお持ちなのだという認識をさせていただきますけれども、ただその中で資金面の部分、その部分にやはりちょっと財政状況等、現在のむつ市の状況、それを考えてほしいなという部分、さらにその財政状況をかながみますと、私はそういう意味では富岡幸夫議員は一步立ちどまれというふうなことでございますけれども、当初予算では立ちどまった判断をしたというふうなところでございます。

さらに、まちづくりの中でも病院からこの現在の庁舎、そしてむつ総合病院と近い、遠いというお話がございました。その部分におきましては、現在の庁舎のところは仮に50億円という6階建ての建物ですが、そういうものを仮に建てたとしても、これは救急車で患者さんを搬送しなければいけない。では、それに対してはどういうことを考えているのかというふうなことは、これは病院、下北医療センター議会のほうでのお話になろうかと思えますけれども、それについては着々と今その案を練っております。

あくまでも防災拠点というのは1カ所にとどまらず、さまざまな場面場面、どういうふうな状況で、その防災に対する発動を行政としてしなければいけないのか考えたときに、例えば冬場だと旧アークスプラザの駐車場が除雪できて、その部分でヘリポートを今運用しております。これが運動公園1カ所だけだと、あの運動公園の中のフィールドのところは除雪車を入れて除雪をするわけにはいきません。そういうふうなことで、防災のヘリコプター一つをとっても、さまざまなところでその対応を考えていかなければいけない。

病院が遠い、近いということは、決して私はその部分では新庁舎の予定地が遠いという判断はしておりません。一体としてとらえるべきものだと、こういうふうに思いますし、さらにあの場所は、南通り、そして北通り、西通りという部分で、非常にアクセス状況が、道路状況もようございます。そういう意味では、防災拠点として一つの大きな役割を果たすものだと、こういうふうに考えていますし、これからお示しすることができるように今頑張っておりますけれども、防災拠点としての役割も、もっと大きな役割を果たすべく今懸命に努力をしているところがございます。その部分、できるだけ早く議場の中で皆様方にご報告をしたいものだと、今その部分で頑張っている部分もあ

りますので、その部分では防災拠点の一つの大きな場所になり得るといふところでご理解をいただきたいと、こういうふうに思います。

それから、市民が声を挟むところがないというふうなご表現をなされましたけれども、市民の声を私はできるだけ聞いて、今回の当初予算に上程もしないし、さまざまなことを勘案して、その建物、その庁舎エリアの部分、そういうふうなところも大きく意見をくみ上げてやっているつもりでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

鈴鹿市のお話がありましたけれども、鈴鹿市はもう十数年前からそういうふうなことで庁舎の計画を立てているということでございました。鈴鹿市の現状は、さまざまな電気関係の工場が出てきて、非常に財政状況がよいというふうなこともお伺いしております。それはそれとしても、この財政状況の中で、少ない金額の中でこれが庁舎としてできるのだというふうなことをご理解、27億円、28億円ということで、トータルとしてはそうなりますけれども、我々の負担するところは、初年度で6,250万円、そしてその後ひっくるめまして3年間で約600万円程度、そしてその後17年間で2,500万円程度というふうな非常に支払いの部分で楽な建物であるし、構想であるということを説明会でもお話をさせていただいておりますし、その部分でご理解いただけるものではないのかなと、こう思います。

以上です。

○議長（村中徹也） 19番。

○19番（富岡幸夫） 市長の思いもお聞きいたしました。

防災の関係では、例えば普通の場合であれば、ヘリコプターで搬送しなければならないというふうなことがあれば、1分1秒を争うようなことなのです。それが病院から救急車で運んで、そしてそこからまたヘリコプターに乗せるというふうな



ことなしに、または有事とは言いませんけれども、原子力にかかわるトラブルがあったということがあれば、もう病院とこの役所は切り離されないことなのです。そういうことからして、私は将来のことを思っているのです。

財政のことでお話がありました。私も無責任に言っているつもりはありません。合併特例債、平成26年まで使えばいいわけです。今立ちどまったといっても、本当に立ちどまったかどうかわかりませんよ、市長。皆さん、信じられますか。

(「信じている」の声あり)

○19番(富岡幸夫) 信じている、そうですか、結構なこと。そうすれば、移る可能性もあるのでしょうか。ただ、ハードルは高いです、3分の2です。そのことは、後でしますけれども。

私は、財政を分けて考えていけば、平成26年度までに、その平成23年度の赤字を解消しながら、そこできちとした形をそれまでにつくればいいのです。ぜひともそういう考え方に立っていただきたいのと、こういうふうに思っております。

時間がなくなってきました、今3分の2の話をいたしましたけれども、きょう副市長不在ですね。不在というか、席に着いておられません。私は、これまで杉山前市長を支えてこられ、宮下市長を支えてきた田頭副市長が、最も力を入れて、この本庁舎移転をやってきた。現在、あすにもう片肺が取られるというような思いもあるかもわかりません。新しい片肺の方が来られるかもということを知っています。ぜひともこの事業を推進するために、新しく来られる副市長からも、腹心ですから、十分その辺を聞きながら、または庁舎の皆さんの声をもう一度聞き直し、新たな対案が出せる要素がなかったのです、本当に。声は聞くことはできます。対案出すほどの余裕はどなたにもない。我々議会でもだれも出していないでしょう。これにはやはり時間もかかれば、いろんな調査も

しなければならないということになるのです、専門的に言うと。そういう対案はなかなか持ち合わせられないけれども、それらをきちっと時間をかけてやっていくということが大事だと私は申し上げたいのです。

最後に、この3分の2の議決が、特別多数議決が本当に宮下市長にとっては、市民の声を聞き受けられたと、要するに市長は選挙をやらなければなりませんから、大方の人にその思いを伝えて市長になって、5割の信任だからできるとかと、そういう思いで考えてもらっては困るのです。7割、8割の方がきちっと認めるような事業をしていかなければならない。あなたには、これからそういう世間の目が、厳しい目がいっぱいあるのです。4年ごとにそのことを味わわされるのです。私も協力はいたしてきました。しかしながら、そういう思いでトップに立ったら、新たな感覚で宮下丸をうまく進めていっていただきたいと、こう思うのです。

ぜひとも宮下市長には、これらもう一回聞き直すところ、または改めて感じ取るところをぜひ胸に置いて考え直していただければありがたいと、こういうふうに思って終わりますというか、最後聞いて終わります。

○議長(村中徹也) 市長。

○市長(宮下順一郎) 富岡幸夫議員の私をおもんぱかってのご発言だと、こういうふうに感謝を申し上げます。3分の2の特別多数議決、この部分につきましては、私は今後も精神誠意議会にはご説明をし、真摯な態度で誠意を持ってこの部分、この事業については説明を重ねていき、また市民の七、八割合意という部分、この部分については七、八割がどうなのかというふうなこと、数字的にお話をされましたけれども、気持ちの上ではより多くの方々の市民の合意を目指すために説明を重ね、誠意を持ってこれまで対応してきたつもり

でありますので、何とかご理解をいただきたいと。  
これからもご協力をお願いしたいと、富岡幸夫議員には特にお願いをしておきたいと思います。よろしくどうぞ。

○議長（村中徹也） 19番。

○19番（富岡幸夫） 10秒で最後。

ぜひ財政に明をつけて、早い時期に議会に諮るということをしていただきたい。そうしますと、否決されれば、しばらくの間はあなたはそんなに悩まなくてよろしい、こういう結果になります。いろんなことを考えてやっていただきたい。

終わります。

○議長（村中徹也） これで、富岡幸夫議員の質問を終わります。

#### 散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明3月14日は目時睦男議員、佐々木隆徳議員、横垣成年議員、千賀武由議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 4時15分 散会